

平成30年第2回定例会

# 長柄町議会会議録

平成30年 6月14日 開会

平成30年 6月15日 閉会

長柄町議会

## 平成30年長柄町議会第2回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第1号（6月14日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	6
川 嶋 朗 敬 君	6
大 岩 芳 治 君	23
三 枝 新 一 君	27
本 吉 敏 子 君	45
山 根 義 弘 君	65
○散会の宣告	76

### 第2号（6月15日）

○議事日程	77
○出席議員	78
○欠席議員	78
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	78
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	79
○開議の宣告	80

○諸般の報告	80
○報告第1号の上程、説明	80
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
○議案第3号、議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
○議案第8号の上程、説明、採決	101
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
○同意第1号の上程、説明、採決	105
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
○同意第3号～同意第9号の上程、説明、採決	107
○長柄町議会基本条例策定特別委員会委員の選任	110
○発議案第1号の上程、説明、採決	110
○請願第1号、請願第2号の上程、説明、採決	111
○日程の追加	115
○発議案第2号、発議案第3号の上程、説明、採決	115
○閉議及び閉会の宣告	116
○署名議員	119

平成30年長柄町議会第2回定例会を次のとおり招集する。

平成30年5月14日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 平成30年6月14日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	本 吉 敏 子 君	6 番	山 根 義 弘 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	関 民之輔 君
9 番	大 岩 芳 治 君	10 番	神 崎 好 功 君
11 番	星 野 一 成 君	12 番	月 岡 清 孝 君

不応招議員（なし）

## 平成30年長柄町議会第2回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成30年6月14日(木曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

---

### 出席議員(12名)

1番	川嶋朗敬君	2番	鶴岡喜豊君
3番	池沢俊雄君	4番	三枝新一君
5番	本吉敏子君	6番	山根義弘君
7番	古坂勇人君	8番	関民之輔君
9番	大岩芳治君	10番	神崎好功君
11番	星野一成君	12番	月岡清孝君

### 欠席議員(2名)

3番 池沢俊雄君(14日午前中のみ)  
9番 大岩芳治君(14日午前中のみ)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	総務課長	蒔田功君
企画財政課長	白井浩君	税務住民課長	大塚真由美君
健康福祉課長	若菜聖史君	建設環境課長	内藤文雄君
産業振興課長	石井正信君	会計管理者	石井和子君
こども園長	安田昭子君	教育長	佐川和弘君
学校教育課長 兼給食センター長	豊田武文君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君

選挙管理  
委員会  
選  
委  
書  
員  
記  
理  
会  
長

蒔 田 功 君

農  
事  
業  
委  
員  
会  
長  
農  
務  
局

石 井 正 信 君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

森 田 孝 一

議 会 書 記

長 畠 保 憲

---

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、10名であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成30年長柄町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

4番 三 枝 新 一 君

5番 本 吉 敏 子 君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（月岡清孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日14日から15日までの2日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から15日までの2日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

池沢議員、大岩議員から遅参する旨の届け出がありましたのでご報告いたします。

陳情3件が提出されました。議会運営委員会で協議した結果、いずれも審議保留となりました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

次に監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。

では、一般質問に入ります。

---

◇ 川 嶋 朗 敬 君

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 皆さんおはようございます。1番、川嶋朗敬でございます。質問に先立ちまして、恒例の前振りを一言ご挨拶させていただきたいと思っております。

最近、孫が帰ってきますと、じじに向かって「しーらんぺったんゴリラ」と、「しーらんぺったんゴリラ」と。何を言っているのかなということ、私も非常に困っているんですけども、「それは何」と聞くと、今学校で流行っているようで、「しーらんちょっ」って言うんです。いやこれは困ったと思って、一生懸命あちこち調べたんですけども、私も六法全書のほうはわかるんですが、なかなか今の時代の流行には、よっぽど勉強しないといけない。こんな時代じゃないかなというように毎日感じております。

そんな毎日の中で、とうとう私にとっては最後の1年となりました。最後の1年となりまして、振り返りますと、いろいろなことがあったんですけども、その中でも、私たちの町にとって、やはり人口減少対策を最も解決すべき事項として位置づけ、町が抱える課題を洗い出して解決策を全力で見出してまいりたいなというように思っております。

ここで人口減少対策とよく聞くんですけども、人口減少対策には二通りありまして、自然減少と社会動態と、社会減少というように。自然減少におきましては、この6月1日に発表されました合計特殊出生率、これに基づきまして、いかに長柄町が全国の平均数値を上回っているかどうか、これが一つの要因です。また、この町に引っ越してきたいといっても受け皿の保育所施設が、きちっと整備されていないと。また、自然動態としては、なかなか人口が増えないところがある。一つ要因に上がっております。

ちなみに、今年の平成29年度の合計特殊出生率、全国では1.43%、長柄町は昨年は1.45%で上回っていたんですが、29年度におきましては1.01%というように、県の平均値よりも下回ってしまったと。これは、まさしく出生率が少なかったということでございます。

もう1点、この社会動態につきましては、10代から20代の若年層が、この減少に大きく影響されております。この減少によって、地域の経済も負のスパイラルと落ち込まれ、地方自治の維持、存続さえも考えなくてはならないという現状です。

いやそれではなぜ若者が地元から出ていくのか、地元にとどまらないのか、そういったいろいろな疑問がございます。またその一方で、若者たちが、自然や地域の触れ合いを大切に生き方を求めようとしている。20代から40代の若い世代が、UターンやJターンやIターンをしながら、少なくとも小さな流れが生まれてきております。

このチャンスを、新しい人の流れとして、長柄町としては、やはり企業支援などが重要な取り組みというように感じております。

そこで、2014年の内閣官房長の調査を、ちょっと調べてみました。

今現在、東京都で、昨日まで1,375万4,000人の方が住んでおります。住民票を登録しております。

このうちの41%となる564万人が、移住したいんだというようにアンケートに答えております。これは、10年以内に何とか、すぐにも移動したいという、移転したいという人もいるんですが、10年以内をめどに都内を離れたいということでありまして、まさしくこの41%がビジネスチャンスに生まれてくるというように確信しております。

ただ、長柄町に560万来ていただければ受け皿としては大変ありがたいんですが、どこでもいいというわけにはいかないんですね、これ今現在。ですから長柄町に、50人、今手を挙げている方もおります。しかし、これを、一人でも多く受けていくためにも、受け皿を十分整えなくてはいけないということで、特に女性の方は、10代から30代の女性は、子育てのしやすい町じゃないと嫌だよと言っている人が48.2%いるんです。それから60代の女性は、医療・福祉の充実した町じゃないと嫌だよと言っている人が71%いるんです。10代から60代、70代、80代の全ての、この560万の方々の移動したい中の人たちが、整えてほしいということをおっしゃっております。

第3位は、交通の利便性。これを整えた町に行きたい。第2位は、生活コストが安い。自分たちの生活しやすい町に住みたいということをおっしゃっています。そして何と第1位、この率がものすごい高いんですが、長柄町の今日、後期基本計画持ってきました。基本構想も持ってきました。中学生のアンケート調査や町民のアンケート調査にも書かれていますように、第1位です。買い物が便利で生活しやすい町と。第1位で、率もものすごい率が、長柄町でも要望が、アンケートが上がっております。今回の調査でも66.1%が、買い物がしやすい町をつくりたいんだと、私たちは行きたいんだというように謳っております。

そこで私は、残された最後の1年、ここに力を注ごうかなということで、住民の第1希望でもあります企業誘致、やはり今言っている買い物がしやすい町、スーパーマーケット、これを早速来週から、足を棒にしてでも歩いて、実現に向けた取り組みを、最善、長柄中ですね、長柄中の校訓と同じく、我常に最善を尽くす、最善を尽くして1年を終わりたいというように思っております。

ぜひこのためにも、私一人ではできませんので、執行部の皆さん方と協力して、目的実現のために取り組んでいきたいなというように思っております。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、一問一答にて質問させていただきます

す。

1番、稲穂がかがやく美しい夢ある農業を目指し、地域を活かす・地域で生きる強い農業について。

この趣旨説明をしようと思いましたが、もう10分過ぎましたけれども、説明しましょう。

昔、棚田があり井戸があり、田植えや収穫時期の農繁期には、一家総出で取りかかる。また、人手が足りないときは、親戚や近所の人たちも手伝い、休息の一時には大勢の笑い声が集落にこだましました。母親の手づくりのおやつとお弁当の味は格別で、午後からの作業の活力になっていました。昔のことを思い起こすと、どこか懐かしく故郷の日本の農業のすばらしさを感じております。

そんな農業もだんだんと、厳しく、農家の減少、農業就業の高齢化、耕作放棄地の拡大、農業所得の不安定なのが、課題が山積みで、生産力、効率性の低い、特に中間、中山間地域では、さらに深刻に農地の継承はおろか、集落の存続さえ危機を感じております。美しい日本の農村風景を、生きる魅力として掘り起こし、農業の存続を築き守るために、本町の考え方をお聞きしてまいります。

①農業所得に当たる農業純生産は、年々減少して、農業経営は非常に厳しい状況となっています。町は、農業所得の減少を解決するための、地域の生産条件に適した売れる商品をどのように選定し、市場ニーズや採算性、ブランド化の可能性を総合的に考えた戦略作物をどう目指しているのかお聞きしたい。

②農業就業人口の平均年齢、平成7年で59.1歳、平成29年には約67歳というように年々高齢化率も上がり農業人口も減少しているというような状況であります。農業者の高齢化が急速に進み農村から若者が消え活力が衰退している現状にもなってまいります。

そのため、維持可能な農業振興、地域振興を図るため、将来を見据えた担い手となる人材育成の対策をどのように考え、次世代の子供たちに農業を伝えていくかお聞きしたいと思います。

③耕作放棄地面積、年々増加して、農地は荒廃が進み、美しい自然環境の劣化により、心癒やされた田園風景は失われてきております。中山間地域などになると、生産の土地条件が悪い要因などで、生産が落ち不利なことや有害鳥獣による農作物被害が拡大することにより、農業経営者の意欲衰退が、農業全体が悪循環に陥っていると感じております。町は、これまでにない独自の整備が必要と考えるが、新しい有害対策防止対策や地域資源の特産品として定着化、解決策を具体的にお聞きしたい。

④地産地消の推進に向けての代表的な取り組みが、農産物直売所であります。近年全国では、年々増えて1万7,000カ所までに達しております。

販売する生産者は、小規模農家が大半を占め、わずかな収入と自家野菜を販売する喜びが、女性、高齢者農家の生きがいにつながっています。

直売所は、耕作放棄地の解消、集落の維持、再生など、さまざまな成果が上がり、一方、高齢者を保護する福祉産業から、生きがいを持って働きみずから元気になる産業福祉へ転換することが重要であります。作物をつくる元気はあるが、出荷する手段がなくなると生産を諦めざるを得ない状況も考えられます。町は、集荷する集落の生産体制を強化するための対策と農産物直売所のあり方について、どのような施策を考えているかお聞きしたいと思います。

⑤昔から、主食といえば御飯、副食といえばおかずという割合が増え、自給率の高い米の消費が減って、中でも畜産物や油脂などの消費が増えたことにより、食料全体の自給率が低下している大きな要因が見られます。今後農業を考える上で、欠くことのできないTPP問題が発効した場合、農産物の生産減少額は、大きく影響がされる試算もあらわれています。町は、食文化の基盤である米穀の特性と農作物類の消費拡大を通じて、自給率の向上に向けた取り組みをどのようにするか具体的にお聞きしたいと思います。

続きまして、子供たちが、安全で安心できる快適で質の高い学習環境についてお聞きしてまいります。

①こども園を含めた小・中学校の施設は、児童・生徒など生き生きと遊び・学習運動の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所としての大きな役割を果たすことから、教育施設は常に安全で快適な学習環境とともに積極的に維持管理を行うことが重要であります。子供の安全にかかわることであり、大人の都合で安全対策が後回しにされることは、決してあってはなりません。

町は、安全・安心のできる教育施設に対し、定期的な建物の点検をどのように進めて、老朽化対策を行っているか、また危険な箇所に対する改善を迅速に行ってきたのか、お聞きしたいと思います。

②AEDは、事前に準備しておくことで、一次救命処置の実施が要救護者の救命に大きく寄与します。学校施設では、教職員がいない夜間や休日などにも地域の方にグラウンドや体育館を開放しています。AEDが、校舎内に設置してあると心肺停止後に時間を要し助かる可能性は低下します。体育の授業や夜間の開放に児童や住民が安心して活動が送れるよう、

命の問題として体育館にAEDを設置すべきと考えるが見解をお聞きしたいと思います。

また、AEDを通して子供たちが早い時期から、BLSについて、命を守る学びや迷わず人を助ける行動の大切さを救命講習授業などで、児童・生徒とかかわる取り組み方はどのようなかお聞きしたいと思います。

③LEDの照明器具は、こども園・小学校・中学校施設など照明の多い施設、また長時間点灯しなければならない場所ほど、消費電力の削減や交換にかかる労力に大きな期待ができ、児童・生徒の健康管理と学習向上など多くの環境に利点があると考えられます。

学校衛生基準法に適した教育施設におけるLEDの取り組み状況と今後の積極的な実施計画をお聞きしたいと思います。

最後、④児童・生徒が日常使用する教科書は、紙の教科書が義務づけられております。一方で、新学習指導要領を踏まえた主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から授業改善並び視覚障害者や発達障害など、通常の教科書で学習することが困難な児童・生徒に対し、文字の拡大や音声の読み上げなどで、困難を軽減させる学習支援の必要性が大いにあります。

近年では、電磁的に記録したデジタル教科書が学校などにおいて普及し始めています。授業前の準備が劇的に短縮されたことにより、児童・生徒一人一人に向き合う時間もでき、教職員の負担軽減にもつながっているそうです。紙の教科書ではできない動画や音声や説明、立体的な映像で資料を見ることで、児童・生徒が主体的に観察するなど、さまざまな可能性がデジタル教科書にはございます。しかし、紙の教科書だからこそ、自分の手や頭を使いながら学び集中しやすい学習効果も考えられます。

そこで、紙の教科書と併用してデジタル教科書を暫定的に活用しながら、教職員の指導力向上の充実を図る考え方はないかお聞きしたいと思います。

また、電子黒板の整備が図られておりますが、この黒板の設備充実をフルいっぱい図り、グループでの共同学習や児童と生徒のコミュニケーションツールとして機能を活用する考え方はないかお聞きして、私の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 川嶋議員の質問にお答えします。

まず、1項目めの稲穂がかがやく美しい夢ある農業を目指し、地域を活かす・地域で生きる強い農業についてお答えいたします。

1点目の戦略作物をどのように目指すかについてであります。長柄町農業の基幹は水稲でありますので、これからも水稲を長柄町農業の柱にしたいと考えております。

しかしながら、稲作は、多大な投資が必要であること、また10アール当たりの収入が低いこと等から、意欲のある担い手、集落営農や営農組合等に、面積的な集約を進め、飼料用米などの導入により、生産コストの軽減を図ることが必要であると考えております。

また、他の農産物では、イチジク、ネギ等が作付されておりますが、市場で有利に取引されるには作付面積の拡大と品質の向上等が求められます。これらの作物を戦略作物としていくためには、担い手の確保が大変重要であると認識しております。

また、農産物直売所で、消費者に喜ばれる小規模、多品質で良質な農作物を提供できれば、現実的に長柄町の戦略作物とすることができると感じております。

次に、人材育成をどのように進めるのかとご質問でございますが、全国的に就農者の減少と高齢化、担い手不足は深刻であり、長柄町も、その例に漏れず、後継者不足から多くの問題を抱えております。

今般、長生郡市6町村と長生農協と長生農業支援センターを設立すべく調整中であります。

このセンターは、農業者の不足と高齢化に対する解決のため、新規就農者の募集活動を展開し、育成することや、地域の担い手の育成支援等を目的に、設立する予定であります。

また、千葉県農業者総合支援センターも、今年の4月から設立されました。これらの関係機関とも密接に連携し、長柄町農業の担い手確保に積極的にかかわってまいりたいと存じます。

また、定年退職者に就農していただくのも大切なことと認識しております。営農組合への加入や小規模農地でも高収益を上げられる作物などの栽培講習会等の開催等も、関係機関と連携しながら進めてまいりたいと存じます。

次に、新しい有害鳥獣被害防止対策についてでありますがお答えいたします。

初めに、平成19年度から実施しておりました睦沢町、長南町、長柄町での3町合同イノシシ駆除を、本年度は実施しないこととなりました。この間、長生郡市猟友会の皆様のイノシシ駆除に対しますご貢献に対しまして、この場をおかりし厚く感謝申し上げる次第であります。

さて、議員の言われるとおり、有害鳥獣の農作物の被害は、農業所得の減少はもちろんのこと、何よりも営農意欲の減退につながり、被害金額以上に深刻な影響があり、最も憂慮するところであります。町は、あらゆる手立てを講じ、被害を減少させなければならないと

考えております。

今回も、県の新規事業のイノシシ棲み家撲滅特別対策事業を取り入れ、被害の防止を図るべく、本議会に補正予算を上程させていただきました。

また、猟友会による駆除につきましては、有意義な効果が見られることから、本年度のあり方につきましては長柄町鳥獣被害防止対策協議会、長南町、そして長柄町猟友会と相談しながら、本年度も実施する方向で協議させていただきたいと存じます。

有害鳥獣対策につきましては、着実に一つ一つの施策を実施することが肝要であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、農産物直売所のあり方についてお答えいたします。

農産物直売所は、今や生活基盤の一部となっており、全農産物の流通量の5%程度を占めていると言われております。

直売所は、最も適した時期に収穫した商品となること、中間マージンがないため価格が低く抑えられること、生産地と生産者がわかることによる安心感があること等で、全国に広まったものと思っております。

このような中で、生産者と消費者をつなぐには、少量で多品種を提供することが必要であります。

直売所の生産者は、小規模営農の方や高齢者の方に合っているものと思っております。直売所の活性化には、中山間に適合する作物の選定と高齢者農家のサポートのあり方が今後問われてくるものと思います。どのようなサポートができるのか、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、食料自給率に向けた取り組みについてお答えいたします。

食料自給率は、国の安全保障に密接にかかわるものであります。総合的な食料の安全保障は、国が責任を持つことになっておりますが、長柄町といたしましても、自給率の向上を高めるために努力すべきと考えております。

まず、目に見え、確実に自給率を向上させるものは、輸入に大きく依存している家畜の餌の自給であります。

さきに述べましたが、意欲ある担い手等に耕地の集約化を図り、飼料用米の作付を増やすことにより、畜産飼料の輸入を減らすことで、少しでも寄与できるものと考えます。

また、直売所等の活性化により、生産者を増やし、小規模ではありますが多くの農家が参加できる仕組みを構築することにより、農産物の生産も増やすことなどが考えられます。

いずれにいたしましても、農政にかかわる諸問題は、地道に確実に取り組んでまいりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、2項目めの子供たちが、安全で安心できる快適で質の高い学習環境の整備につきましては、教育長に答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長（佐川和弘君） 川嶋議員のご質問の2項目め、子供たちが安全で安心できる快適で質の高い学習環境の整備についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、安全で安心できる学習環境を整備することは、全ての教育活動の基本でありまして、教育委員会といたしましても、保護者の皆さんが安心して子供たちを学校に送り出すことができるよう、最重要課題として取り組んでおります。

1点目の学校環境の安全確保については、学校保健安全法第28条に、校長は当該校の施設または設備について、児童・生徒等の安全の確保を図る上で、支障となる事項があると認められた場合は遅延なく、その改善を図るための必要な措置を講じ、または当該措置を講じることができないときは当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする規定されております。

また、同条第1項の規定により、毎学期1回以上の施設設備の安全点検を行うこととなっておりますが、長柄町では、こども園、小・中学校ともに、県教育委員会発行の安全管理の手引きを初めとした各種指導書を基に安全点検簿を作成し、月1回施設、遊具、用具などの点検を行い、その都度適切に措置、対応をしております。

そして、それらの結果は、学期末ごとに、学校管理状況報告書といたしまして教育委員会に提出され、教育委員会としても、その内容を確認し、その対応について検討しております。

本年度の施設整備としては、日吉小の東側校舎に避難用滑り台の設置、長柄小北側校舎外側階段手すりの塗装、体育館床、扉の修理、長柄中のトイレの改修等が予定されております。

なお、緊急を要する事案については、その都度検討していきます。

児童・生徒を脅かす事故は、学校管理下のあらゆる場面で発生することが想定されることから、事故等の未然防止は組織的、計画的に行う必要があります。

学校管理状況報告とともに、町の公共施設等総合管理計画も考慮しながら、優先順位をつけて計画的に子供たちが、安全・安心・快適に過ごせる学校環境の整備に努めていきたいというふうに考えております。

2点目の救急措置への対応ですが、日本では心肺機能停止により救急搬送された疾病者数は、平成27年でおよそ12万人、このうち7万人が心臓が原因とされるものでした。このうち、一般市民がAEDを用いた除細動の実施及び心肺蘇生法を実施した場合、1カ月後、生存率は、実施しなかった場合と比較して5.9倍の差がございました。

また、心肺が停止した場合、そのまま何もしないと、生存率は1分ごとに10%ずつ減少すると言われております。一般的に、救急車を呼んでから到着するまでは、平均9分と言われておりますので、救急隊の到着を待っていては助かる命の可能性が、かなり低くなってしまふと言えます。

これらのことから、現場に居合わせた人の適切な措置が、患者の救命に大きく寄与していることは明らかであります。

しかし、千葉県内において、一般市民の心肺蘇生の実施率は48.6%、そのうちAEDを使用した割合は、たった5%でした。県は、一般市民の意識と実践的活動に大きな課題があるというふうに考えました。

そこで千葉県は、一時救命措置に関する知識、技能を習得した県民を増やし、県民が一時措置を実施しやすい環境を構築するため、千葉県AEDの使用及び心肺蘇生の実施を促進する条例、いわゆる千葉県AED条例を制定し、昨年4月1日から施行しました。

その4条に、市町村は、国・県、事業者、その他の関係者と連携し、それぞれの地域の実情に応じて、AEDの使用及び心肺蘇生の実施の促進に努めるものとする。

同条第2項には、市町村は県と連携し、県内におけるAEDの効果的数、効率的な設置を、計画的に推進するように努めるものとする。

また、第8条第2項では、学校は授業その他の教育活動において、児童または生徒の発達段階に応じ、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能の習得するための機会を確保するように努めるものとするというのがあります。今年度も、長柄中学校の2年生が、AEDを含めた心肺蘇生術を学習する予定になっております。

県の施策を推進する意味でも、自他の命をともに助け合う機会と安全を確保するため、学校1台のAEDを夜間開放の体育館にも設置できるよう、教育委員会としても最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

3点目のLED照明についてお答えします。

近年、温室効果ガス排出量の削減が、全世界的な課題となっており、学校施設においても環境負荷低減のための取り組みが求められております。

学校施設は、次世代を担う子供たちが、一日の大半を過ごす学習や生活の場であることから、環境対策の推進に当たっては適切な教室内環境の確保と省エネルギー、資源対策の両面から取り組む必要があります。

学校における電力の消費は、電灯によるものが最も大きく、全体の6から8割を占めているというふうに言われております。一般家庭と違い、多くの照明器具を長い間使用する公共施設では、経済的にも子供たちの安全性、健康面から見ても、LEDのほうが電球蛍光灯より優れたものと言えます。

また、学校保健安全法で示されている学校環境基準値では、教室の照度の下限値は300ルクスとなっております。昨年度、町内こども園、小・中学校で検査を行ったところ、この値を下回った教室はありませんでした。環境基準を満たしている中、早急に教育施設全てのLED化は、町の予算的にも難しいところがありますが、長柄町の小中学校全ての体育館は、既にLED化されています。

また今年度は、日吉小の理科室のLED化が予定されています。未来を担う子供たちに、安全・安心、学習環境の整備、エネルギー環境教育も含め、必要に応じて計画的に学校施設のLED化を図っていきたいと考えております。

最後4点目のデジタル教科書につきましては、子供たちの関心、意欲を高めることができるとともに、子供たちの学びの質、量を向上させることが既に実証されております。

デジタル教科書のよい面は、紙の教科書にある小さな写真を大きくしたり、写真の説明が音声や動画で行われたりすること、また実際には体験できないものを動画等によって視聴できること等にあります。

町内の小・中学校では、既に電子黒板は設置されており、また教科によってはデジタル教科書を有効に活用しています。

また、長柄町ではこの夏に、小・中学校の全てのパソコンを入れかえ、授業では、子供に1台タブレットが行き渡るようにします。

また、持ち運び、移動の利便性も考え、各校に2台ずつ、プロジェクターと携帯スクリーンを購入することといたしました。

これにより、教師一人一人、子供たちの机を回ったり、順番で意見を発表させなくても、教師の手元にあるパソコンで全ての子供の意見を掌握することができるようになります。また、子供たちは、自分のスピードで課題に対応することも可能になります。

現在は、学習指導要領の移行期であり、小学校では平成32年度、中学校では平成33年度に、

次の学習指導要領が完全実施となります。町といたしましては、整備時期を見きわめ、予算等の計上をしていきたいというふうに考えております。

ただ、こうした便利なツールを効果的、効率的に活用するには、使い手、特にご指摘のとおり、教師側の研修が必要となります。

学校内のリーダーを積極的に中央研修に送り学校に還元させること、外部講師を招いての研修会を開催するなど、積極的、効果的な活用が図れるよう、町教育委員会は学校を支援していきたいというふうに考えております。

以上、川嶋議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ご丁寧にありがとうございました。残りが18分ですので、最後の教育委員会のほうの再質問はできなくなってしまうかもしれませんので、前もってお許しをいただきたいと思っております。

まず農政、先ほども言いましたように、非常に前が見えない、非常に難しい問題が残されているなというように私も感じております。自分でも農業をやりながら、どうしたら毎年1,000万円以上の高収入の農業経営ができるのかなと思いつつ毎年が大赤字で、農業機械の返済のするので精いっぱいな状況であります。

そこで、担当の課長さんに、どなたでも結構なんですけれども、長柄町の戦略作物、1番でも書かれているように、この所得税の減少を抑えていくのに、どんな選定をしてきたんですかと私は聞いております。

ここでは、水稻、イチジク、ネギ、飼料用米となっておりますが、この選定、選定はどのようにしてきたのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

産業振興課長、石井正信君。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

過去に、イチジク、それから水稻も力を入れて、町としては入れてきたつもりでございますけれども、イチジク、ネギ、それから自然薯等、そういうものを力を入れてきたというようなことで、それにかかわるといいますか、それ、今年、新しく戦略作物とするものというようなものにつきましては、これから関係機関と力をあわせながら見出していければというふうに考えております。

今、この作物が、すぐ戦略作物になるというようなものではございません。申しわけあり

ませんけれども、まだそういうものは見出せてないというのが実情でございます。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 決めていないものをなかなか出すというのは、なかなか勇気が要るなと思うんですけれども、農政課ですよ、産業課。産業振興は、10年、20年、30年、40年、過去ずっと今まで、いろいろな経過で選定作物を研究してきたはずですよ。特に、今の時代、次の②でも出てきますけれども、この農業後継者を育てるために、青年就業の給付金とか資金とか、応援する、2年目まで150万円応援しますよ。その後も応援しますよ。その応援していた方々が大勢いるわけです、全国。その方が、自分がその地域に行って、その生産条件に合わせた中で、何が一番適しているのかというのが、農業政策にのっているじゃないですか。水稻、のっていますか。水稻は、毎年毎年横ばいで、若手にしては農業収入が少ないから戦略作物としては不向きだと。大変、神崎先生がおり申し訳ないんですが、花卉栽培においても同じ状況があらわれています、数字の。

だから私は、この戦略作物はどうですかと聞いているのは、フロー、フローをしっかりといてなくて、この戦略作物というのは決められないんですよ。検討委員会を開きました。プロジェクトチームをつくりました。だから、こういう戦略作物になりました。じゃ聞きます。戦略作物の選定基準ってどうやって決めますか、教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井課長。

○産業振興課長（石井正信君） 一言で言えば、収益になる作物というふうに認識しております。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 選定基準というのは、よく聞いてください。まず、この地域、長柄町の自然条件、気候、土壌に適しているかどうか。その場所が、この長柄町でどこなのか。2点目は、生産から出荷までの作業が軽微で、高齢者でも作りやすい戦略作物。3点目は、生産施設などを必要とせず、低コストで導入が可能なもの。最後に、競争産地が少なくブランド化が期待できるもの。

このように、一つ一つ丁寧に選定条件をしていかないと、浮かばないんです、長柄町の。生産物って。

そこで私が一つ調べました。これは例ですけれども、私、それこそ御存じのとおり農業経験長いんです。その中で、長柄町に何が一番適しているかなと、いろいろな野菜ハンドブック

とかいろいろな条件調べてみました。

そうしましたら、ターサイという野菜があるんですね。ハウレンソウ、もうプロの方は、もうよく御存じだと思いますけれども、これはアブラナ科で、これは高齢者でも、特に耕作放棄地でもつくっていただける。低温に強く越冬ができると。枯死に強いと。それからビタミンが、普通のビタミンAの27倍あると、白菜の。導入費用が安く、栽培管理が高齢者でも簡単であると。収穫時期が長く、周年出荷ができると。ただし、3年ブロックでネギのように輪作でローテーションをしていかないと。これはまさしく耕作放棄地に適した選択肢ができるんです。

活用方法というのは、今はターサイという品物を例として挙げましたけれども、長柄町の高齢者から直売所に持っていく、生きがいをつくる、誰でもが作れるイチゴ、ネギ。御存じのとおり、消毒があんなに、高齢者が背負って、4回も5回も。大型機械でやれば楽ですけども、大変苦勞する作物です。果樹です。

ですから、誰でもができるような発想を持って、ぜひ取り組んでいってほしいなど。チャンスが必ず商品が生まれます。今からでも遅くないですので、新しい取り組みが、JA長生と始まろうとしておりますので、その中で十分に認定農業者、新しい農業委員さんを加えて取り組んでいただきたいなと思っております。

厳しいように言ったんですが、そのくらいやらないと、農業所得は上がらないと。農業機械が上がっても農業所得が上がらないと、大変苦しいんです。

各いろいろな国でも、たくさん、地方でもたくさんやられていますので、お話ししたように、高知県の馬路村、ユズ栽培。33億円稼いでいるそうです。たった894人しかいない村が。すごいですね。だから、6次産業も含めた中で、やろうと思えば33億円稼げるんです、1,000人いない人口でも。ですから、そういうような前向きな姿勢をとっていってほしいなと。

2番目の後継者の問題に、質問します。

今回JA農協の支援センター、これからやりますよ。これ話知っています。私のところに来てアンケート調査来ました。川嶋さんも年寄りになったから田んぼまで集荷行きましょうよと、米を。ありがたいですねと。でもまだ動けるから、農協さんへ持って行きますよと。それだったら野菜つくっている高齢者が動けない、足がない、車がない、燃料代が上がる、ぜひ農協さん、皆さん、高齢者の野菜つくるから、取引、集荷していってくれと、検討してくれというようにお話をしました。

だから、そういう取り組みと、これは今私がお話ししてしまっていますから、質問いいです。農業研修センターの、これからやる取り組みと、それから農林水産省でやっている取り組み、要するに施策、就農、就農者への対策。これが多分マッチングするようなどと思うんです。だから、いいところはきちっと補助金を吸い上げて取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

時間があれば、次回も、9月もやってもいいんですけども、要点だけきちっとしておきます。

③について、耕作放棄地、これは、大変なもんですよ。ちょっと調べましたら、27年度42万3,000ヘクタール、東京の2倍で福井県と同じような同面積だということで、長柄町も280町歩から300町歩、耕作放棄地があるということなんです。

この耕作放棄地の解消の仕方、ぜひ一つだけ要望しておきますので書いておいてください。ぜひ、この二、三百町歩のあいている、この耕作放棄地の使用方法として、ふるさと納税の返礼品、これ研究してくれませんか。向こうですか。研究してくれませんか。

これ、耕作放棄地の農家から、無償で借りて、オーナー型の体験農園が、もし返礼品の中で可能であれば、東京から長柄町に来て果菜作ると言えませんが、イチジクでもネギでもつくってもらって、自分の収穫の喜びで体験をしてもらって、できればそのまま長柄町に住んでもらえれば、ビジネスチャンスが生まれますから、このふるさと納税の返礼品として生かせないかどうか、ちょっと研究をしてみてください。

時間があれば、もっとたくさんアイデアを出したいところなんですけれども、時間がないので、④直売所。

いや直売所ですね、これ都市交流センターがなくなりまして、困っています。私たちどこへ出せばいいのかな。どこへ出したらいいんですか。畑に、荒れていっちゃいますよ。出すところないと。自分とこで食べる自家用野菜だけではなくて、それ以外に出したい野菜、場所というのは、良いところがあったんでしょう。明日からオープンしてくれますか。と言っても、賃料がかかるそうですから、賃料賃料賃料で取るんじゃなくて、長柄町でやる気がある農業者、高齢者でもいい、移住者でもいい。不耕作地を作ってもらって、それを直売、都市交流センター、長柄町で無償で貸してみてください。植木でもいいです。何でもいいです。とにかく売れる場所の確保をしてください。そして、先ほども言いましたように、高齢はなかなか車で、そこまで持っていけない。要するに集荷、集荷方法。

ですからここにも書いてあったように、高齢者をどのようにサポートしていくのかと、こ

のような課題が、ここに出ています。これについては、今言ったように、私は庭先集荷ですね、さっき農協さんがやろうとする、川嶋さん田んぼまで米取りに行くよと言ってくれるとありがたいんですけども、まだ私動けますから、動けない高齢者、生きがいを持ってつくられる野菜、わずかな収入を得たい、年金をプラスしたい。ぜひ庭先集荷も含めた中で。これは言っております。農協の、JAの若い人らにも。困っているから集め行ってくれよって。

ですからぜひ、積極的に、その庭先集荷ですね、という取り組みも含めていただきたい。これ何て言うかという、一応勉強してきました。庭先集荷サービス事業と言います。ですから、庭先集荷サービス事業というのが、全国1カ所だけやっています。ですから、それを参考にいただければいいなと思います。

5番目の自給率、これここだけ聞きましょう。簡潔に教えてください。

小学校5年生では、こんな社会の問題をやっています。小学校の社会の学習の中で、いや外国から食べ物がストップになったら町民はどうしますかって、国民はどうしますかって、小学5年生が、自給率が、どうしますか。

なければ私、教育のほうにも質問したいので。どうしますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井課長。

○産業振興課長（石井正信君） 外国から全面的に食料が日本に入ってこなかったというように前提に立てば、非常に日本国民は、自給率、カロリーベースで計算すると非常に……

○1番（川嶋朗敬君） 今日、朝、新聞切り抜いてきました。今年中にTPPが発効されるって。発効されてからでは遅過ぎるんです。その前に対策をしなければいけないのが産業課の役目なんです。これ十分に検討してください。

最後、30秒ありますので、この30秒で私の質問として、2度聞きませんので教育委員会に質問します。

いろいろと中身、よくわかりました。ただ、全てが、教育委員会だけではなくて、予見可能性という法律が伴います。後で辞書を開いてみてください、予見可能性。

この中で、最後の④の障害の中で、考え方だけお聞きしたいんですけども、このインクルーシブ教育というのが、これからの社会、大変になります。教育者の方、3名おりますが、ベテランの方は十分に理解していますが、このインクルーシブ教育についての理念を、ぜひお聞きして、私の最後にしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

学校教育課長、豊田武文。

○学校教育課長兼給食センター長（豊田武文君） インクルーシブ教育は、考え方として2つあるんですけれども、1つには障害を持った子も持たない子も、または障害を持った子だけでも限定して構わないんですけれども、自分の能力を最大限に発揮して社会の中を生き抜いていくということをつくっていく。それを、子供たちで言えば、そういう環境で育てていくというようなことであります。

それで、インクルーシブ教育を、これから実践していくためには、今、学校のほうで行っている特別支援教育の充実が必要となってまいります。特に、一昨年度より障害者差別解消法が出まして、合理的配慮ということで、これは町内の、町内だけではないんですけれども、小中学校のほうで、その申請について、全保護者のほうに投げかけております。各学校でも上がってきていると聞いております。

その中で、では学校、保護者が申し出ているものと、では実際にできることということで、合意形成を図り、そしてその合意形成されたものが、その子供たちが一生、学校を卒業しても、その学習的生活の支援がしていけるように、町、医療、福祉が連携をとって、最後までというか、ずっと支援していけるような体制を築いていくということが、インクルーシブ教育という教育のシステムの中に含まれております。

詳しく言うには、もう少し時間がかかるんですけれども、時間のほうは大丈夫ですか。

以上になります。

○議長（月岡清孝君） それでは、よろしいですか。

以上で、川嶋朗敬君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時14分

○議長（月岡清孝君） それでは一般質問を続けます。休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大 岩 芳 治 君

○議長（月岡清孝君） 次に、9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、まず最初に、本日、本定例会を遅参したことを、まず関係者の皆さんに深くおわびをしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それでは質問に入らせていただきます。

先日、アメリカのトランプ大統領と北朝鮮の金正恩委員長の会談が、シンガポールで行われたことは皆さんご承知と思います。2人の会談前に、安倍総理とトランプ大統領の会談が行われ、北朝鮮による拉致問題を提起し、ぜひ拉致問題を取り上げてほしいと固い約束をしたと記者会見で発表されておりましたが、残念ながら2人の会談の中では一切拉致問題の話がなかったようであります。

トランプ大統領が常々言っておりますように、アメリカファーストであるという言葉どおり、アメリカが一番であるというような観点から拉致問題は全く議題にのらなかったようであります。

そこで、今後日本は、アメリカの属国として生きていくのか、それとも軍事力を強化して、独立した民主国家として、アメリカの在日米軍あるいは在県米軍が撤退しても、軍事力をもって民主国家として独立していくのか、国民に突きつけられた大きな課題であるというふうに考えております。

それでは、一般質問に入りたいと思いますけれども、清田町長が就任以来、4年がたちましたが、人口が激減しております。年間、毎年概ね120人から130人減少し、今や7,000人を切る状況となっております。

その中で、現在の町長や教育長の給料が妥当だというふうに考えておるのか、また町長、教育長の給料の減額は考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 大岩議員のご質問にお答えいたします。

現在、町長及び教育長の給料は妥当と考えているのかというご質問に対してでございますが、現在の私と教育長の給料の額について、私は妥当であると考えております。

2点目の町長及び教育長の給料の減額は考えていないのかというご質問でございますが、現在のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

ただいま町長から明確な答弁をいただきましたが、私はほかの市町村がどうだこうだとは申しませんが、少なくとも千葉県内54市町村ある中で、10市町村以上が報酬の減額や給料の減額をしております。

これは、なぜそのような形になっておるかというのは、例えば2045年の県の人口が12%減る、減がという、大きく日経新聞で出ております。

長柄町は、2045年には3,946人という統計的な数字が出ております。私は、行政のトップも、教育長も、これはやはり民間と同じ成果主義だというふうに考えております。人口がとまる、あるいは微増でも、増えたら、どうだ、町民の皆さん、そして議会、職員の皆さん、俺の成果を見たか、だから給料もらうんだというような、私は情熱を持った行政運営をしていただきたいというふうに考えております。

例えば、この中で、銚子市は、財政力が非常に弱いので56万円になっております。それから、神崎町も54万円となっており、大多喜町も57万円。一般的に、長柄、長生郡は78万8,000円となっております。

報酬とか給料というのは、なかなか言いづらいんですけども、私は住民の代表として、嫌われながらも、こういう問題に取り組んでもらいたいと思います。

一般的に、6,000人あるいは7,000人を切る中で、例えば退職手当も1,323万円、4年間でです。それから平均すると、そういうものをトータルすると、年間1,674万円という給料が町長に支払われます。

これが、高いか安いかというのは、これは町民が決めることでありますけれども、私個人としては、もうちょっと、長柄町の財政状況だと、今は財政力指数は50%台でしょうか。

ということで、非常に県内でも、高いほうではないというふうに考えておりますので、ぜひ英断をもって、確かにこれだけの給料は貰いたいというのであれば、やはり成果を出して、それからの自分の報酬はこのくらいだというふうな気持ちでいきたいと、言っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 各市町村それぞれの都合があつて、恐らく私は、それに関係を及ぶ、

思い及ぶところではございませんが、何らかの因果関係で自らの給料、また三役の給料、そういったものの減額だとか、そういう行動に走ったのではないかというふうに思っておりますが、私は現在のところ、そういうことは、先ほど申し上げ、また上げましたように考えておりません。

また、かといって、それではそんなかたくなでというようなお言葉があるかもしれませんが。これは事によって、しかるべきことを、そういったことがあったというふうには、私自ら判断させていただきます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

ただいま町長から答弁がありましたけれども、やはりそれにふさわしい実績、例えば、私は水上小学校が廃校になって、非常に悲哀を感じております。

では何で、廃校になったかという、これは地域の小・中学生の人口、そして出生率の低下、これが地域の一番、皆さんの地域の寄りもとになっておりまして、学校そのものが廃校に追い込まれました。

いずれこのままの状況でいけば、日吉小学校か、あるいは長柄小学校が廃校の憂き目を見るんですよ。物すごく寂しいことなんです、地域から小学校がなくなるということは。

ぜひ、このような状況にならないように、もっともっと町長の英断をもって、地域の活性化のために、あらゆる施策を私はできるのではないかと。常々言っていますよね。長柄町は、立地的にも千葉市に近いし東京も近いし、東京からだって勤務できます。勤務している人もたくさんいます。

そんな中で、これ人口は、これ減少したのは、まさしく、議会はもとより執行部、町長の責任が大ではないですか。どうですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 今、ご質問のことで、町全体の内容についてご質問がありました。

社会的な問題とか、これは一つをとって云々ということは、なかなか解決の方法につながりません。

したがって、私は、この3年10カ月をもって、いろいろな施策を上げてまいりました。その施策について、この4月1日、平成30年度の予算をいただきながら、内閣府と連携しな

がら、いわゆる地方創生という形で、長柄町版総活躍の町を築き上げていこうというようなことで現在施策を進行中であります。ぜひとも先生におかれましても、私ども行政のほうが出した長柄町のそのふるさと創生の施策を、また再度読み返していただきたいというふうに思います。そういう施策は打っておりますので、その辺の成果が出ていないという評価は、これは当然あるかもしれません。あるかもしれませんが、一朝一夕に事がなし得るということとは思いません。時間のかかることであります。条件があります。

そういったことを、一つ一つクリアしながら、やはりやっていくことが大事なんだというふうに、それは施策の中で、また議論していかなくてはならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 町長の言いたいこともよくわかりますけれども、それでは、この判断をしていただきたいと思うんですけれども、町民が主幹、主権在民でありますね。町民が、給料のことばかり言いづらいと言いますけれども、年間1,674万円が、今のこの社会の中で、高いと思っているのか安いと思っているのか、町民がですよ。町長は、どのように考えておりますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 県内の各首長さんの給料も、私調べさせていただきました。それぞれの地域のいろいろな、先ほど申しあげましたように、環境だとかいろいろないきさつとかあるように思いますが、私はやはりそういった面で信任されたという観点からしますと、私はそれ、先ほど、そういう町民の信頼を得たというところで妥当だという判断をしているわけでございます。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 町長の考えやポリシーがあるんですから、それはそれなりに尊重はしていかなければいけないとは思いますが、今後やはりそういう機会を見ながら、もっともこれ人口の減少が激しくなります。さっきも言いましたように、長柄小学校廃校になるか、あるいは日吉小学校が廃校になるかというように危機感を持った政策に邁進していただきたいと思いますが、これ以上は、質問はいたしませんけれども、ぜひ小学校だけは残すような政策を実現していただきたいなというふうに強くお願いいたしまして質問を終

わります。

○議長（月岡清孝君） 以上で、大岩芳治君の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（月岡清孝君） 一般質問を続けます。

次に、4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） こんにちは。4番、三枝新一でございます。傍聴の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

先ほど大岩議員と若干前触れの触れ、かぶってしまいますけれどもお許してください。

それでは、2日前、6月12日、シンガポールにおいて、アメリカのトランプ大統領と金正恩北朝鮮労働党委員長の史上初の会談が行われました。過去、何度となく核実験、ミサイル発射等を繰り返しアメリカを敵対してきた北朝鮮がアメリカと対話することは、朝鮮半島の一步ではないかと思っております。隣国日本にとっても、核兵器疑惑、ミサイル問題がなくなることは喜ばしいことではないでしょうか。

一方、アメリカ、トランプ大統領は、日本、カナダ、EUに、鉄鋼、アルミニウムの輸入に対し、一方的に追加課税をしたことに対し、関係国からの批判が相次ぎ、EUは対抗措置を行うとしており、貿易戦争の始まりとも言われております。話し合いなしで自国自衛対策はいかがなものでしょうか。

なお、日本車輸入に対しても、20数パーセントの関税を課すことを検討しているとの報道があります。自国主義対策は、ますますエスカレートしているように思うのは私だけでしょうか。

日本の主なる輸出品の自動車に追加課税された場合は、日本経済が大打撃をこうむるのは、火を見るより明らかであります。世界をリードしてきたアメリカのあり方が問われると思います。

国内においては、森友・加計問題が1年余りに及び、いまだ解決されず、重要法案の審議が遅れ、今国会も終盤を迎えようとしています。本来の国会のあり方に早急に戻し、国民生活に密着した政治をすべきではないかと思えます。

私の町議としての任期も早いもので残すところ1年となります。残り1年、初心を忘れず、自分に嘘をつかず、町民の声に耳を傾け、町政に反映していきたいと思っております。ご支援いただいております皆様のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

1項目め、通学児童の安全及び通学道路の安全についてでございます。

昨年の第2回定例議会においても、同様な質問をしましたが、今年も新潟県で小学生女子児童が殺害され、電車の線路に置かれた異常とも思える事件が発生しました。同様な事件が頻繁に発生しているのはなぜでしょうか。事件が発生するたびに、もどかしさを感じ得ません。

よって、通学児童に関し、2点伺います。

1点目、通学児童の登校及び下校時の安全対策を、どのように考えているのか伺います。

2点目、児童の通学道路の安全対策をどのように考えているのか伺います。

次に、2項目め、CCRC事業の進行状況についてです。

本事業は、今から約2年前、国からの地方創生加速化交付金5,800万円をもとにスタートしました。当時、新聞報道等により、長柄町、千葉大学、リソル生命の森が協力して行う事業、特に大学連携型国内初の試みと話題になりました。

そこで、2点伺います。

1点目、現在の進行状況は、どのようになっているのか伺います。

2点目、現状の進行状況により、今後どのように考えているのか伺います。

以上で、1回目の私の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 三枝議員のご質問にお答えします。

まず、1項目めの通学児童の安全及び通学道路の安全についてお答えいたします。

1点目の通学児童の登校及び下校時の安全対策についてですが、昨年度の松戸の事件に続き、今年度も新潟で大変痛ましい事件が発生してしまいました。力の弱い小学生が犠牲になる、このような事件はあってはなりません。未来を担う子供たちの安全を守るのは、私たち大人の責任であり、町がリーダーシップをとって、子供たちが安心して登下校できる町の防犯体制を、さらに整備していかなければならないと考えております。

2点目の通学路の安全対策としては、交通安全の観点からと防犯の観点から対策を講じていく必要があると考えます。役場内関係各課と学校、地域が連携して、子供たちのために、安全な通学路の環境条件の整備をしていかなければならないと考えております。

防犯対策といたしましては、防犯指導員などによる青色回転灯装置車によるパトロールや防災行政無線による注意喚起、防犯灯及び防犯看板の設置などを実施しております。

また本年度、千葉県補助事業により、防犯カメラの設置を申請したところであります。

なお、詳細につきましては、教育長から答弁させますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、2項目めのC C R C事業、長柄町生涯活躍のまち推進事業につきましてお答えいたします。

本町の大学連携型C C R C、すなわち生涯活躍のまち推進事業は、平成28年度に事業化し、本年で3年目を迎えました。

昨年度は、リソル生命の森グランドデザイン全体基本設計の策定に時間を要したことなどから、内閣府に対して地域再生計画の申請は見送りとさせていただきました。

今後、7月下旬開催予定の長柄町生涯活躍の町推進協議会にお諮りし、今年度中に国へ提出したいと考えております。

グランドデザインにつきましては、その規模や着工時間など、具体的な内容は現段階では、まだ何も伺っておりませんが、推進協議会において、リソル生命の森から、一定の説明があるものと認識しております。

今年度はまず、地域再生計画の認定をいただき、その後計画に基づいた実施のスタート年としたいと考えており、産官学3者の連携によって、それぞれの資源を最大限に生かす中で、本町の抱える諸問題の解決につなげられるよう、しっかりと進めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、三枝議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長（佐川和弘君） 三枝議員の通学児童の安全及び通学道路の安全について、教育委員会として1点目、2点目を交えてお答えさせていただきます。

町の子供が、安全・安心に登下校できるよう、町教育委員会では、主に次に上げる4つの取り組みを行っております。

1つ目は、町の交通安全プログラムの実施です。長柄町では、平成25年12月6日付、文科省、国交省、警察庁の連名で通知された通学路の交通安全に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進についてに基づき、平成26年2月に、長柄町通学路交通安全プログラムを策定いたしました。学校、地域、保護者、警察、教育委員会をはじめとする役場関係各課が連携して危険箇所を洗い出し、点検、整備を行っていく取り組みです。

昨年度洗い出された危険箇所は26件、交通関係25件と防犯関係が1ありました。関係機関が協力し、そのうち18件については、既に昨年度中に対応を終えることができました。

また、今年度も、小中学校から14件の情報が上げられております。要注意箇所の周知徹底を行うとともに、関係各機関と協力し、この後確実に対処することで、子供たちが安心して登下校できる通学路の整備に努めてまいりたいと考えております。

2つ目は、不審者情報の共有であります。不審者に関する情報は、長生郡内では、学校・警察連絡協議会、俗に言う学警連と申しますが、それと教育事務所、教育委員会を通じて、各学校へ伝達されるようになっております。学校は、こうした情報を保護者にメール等で連絡しております。また、町はこうした情報を受け、町内であれば、現場を確認するとともに、青色回転灯装着車によるパトロールを実施しております。

情報を共有することで、子供たち自身が、また多くの人たちの目で、事故の予防と安全の確保をしていけるものと考えております。

3つ目は、登下校における児童・生徒の安全管理の徹底です。登下校時間における子供たちの安全を確保するためには、児童・生徒を極力1人にしないという観点から、集団登下校や保護者同伴を推奨するとともに、学校安全ボランティアのスクールガードによる見守り隊の協力を得ながら、安全な登下校対策を講じています。さらに、通学バスや路線バスの活用による安全な登下校対策をとっているところです。

最後は、学校における安全教育の充実です。学校では、子供たちの発達段階に応じて、通学路安全マップの作成、交通安全教室、不審者対応の避難訓練等を行い、みずからの身を守るための危険を予測、回避する能力を身につけさせる指導を行っております。計画的、継続

的な安全教育の指導が行われることにより、自助だけではなく共助の力もついていくものと期待しております。

ただ、先ほどありましたように今回のような、新潟のような事件は、子供たちの力だけではどうにもならないのであります。まだ、弱い子供たちは、大人が守ってやらなくてはなりません。

また、1人の大人だけでは、子供たちの安全を十分に確保してやることもできません。町教育委員会としては、今後とも学校、町の広報活動を通して、保護者、住民への協力依頼、啓発活動を継続することで、子供たちの安全な登下校について確保していかなければならないというふうに考えております。

以上、三枝議員の質問にお答えしました。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 答弁ありがとうございました。

それでは、自席から失礼して、これからは一問一答で質問をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほどから、新潟、小学生ですか、児童の殺害と、あるいは去年の松戸、本県の松戸市の事件等、町長さん、教育長さん、口に出されて答弁されておりましたが、非常に、この1年間の間に、残悪な事件が2件重なっておるわけなんです。

それで共通するものが、通学路、下校、登校の違いはありますけれども、通学路で起きています。それから、か弱い低学年の、この女子児童です。この非常に、人間的にも未熟な弱いものを狙った、そういう事件は非常に許しがたい事件であり、町長もおっしゃっているように、あつてはいけない事件なんです。ところが、そういうものが、あつてしまうのが、今の世の中のような感じがします。

そこで、ここに、5月16日の日経新聞に記事が載っておりますので、私も、今日持って、ちょっと読んでみようかと思えます。

この事件に関しまして、これ警察庁の話なんです、警察庁は、都道府県警の生活安全と地域担当部門の責任者を集めた会議を開催したと。これ栗生と読むんですかね。ちょっと名前わかりませんが、長官は、子供（犯罪）被害に遭われないよう社会全体で取り組む必要がある。と訓示し、学校などと連携して、子供の保護などを行うよう求めた。さらに、通学路における児童の安全確保は、地域社会の安全・安心に不可欠であると。犯罪の多発する時間帯や地域に重点を置いたパトロール等の実施を指示したと。こういう記事が載ってお

るんですが、この都道府県の生活安全地域担当部に訓示してあるんですけども、こういうものについて本庁に、そういう関連のところから、特に指示がありましたでしょうか。もしあったとすれば、どういう指示が来たか教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

総務課長、蒔田功君。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

本件に関して、千葉県警茂原警察から、町へ直接のお話はないですけども、常日ごろから、例えば、先ほど教育長が申し上げていましたけれども、不審者情報あるいはそういった犯罪が起きた場合には、警察、学校と町と連携してパトロールの強化あるいは防災無線による注意喚起などを行っているところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。連絡がなかったということで、非常に、ちょっと残念に思っておるんですけども、日頃町として対策はとっているんだよというお話でありますので、その辺は了解したいと思います。

それで、あとは、犯罪に関しての、去年、私が松戸の小学校、児童殺害事件のときに、これも新聞なんですけど、森田知事がドライブレコーダーの必要性を訴え、ドライブレコーダー1台設置につき上限1万5,000円の補助をするというふうなことを申したと思うんですけども、この補助金を利用して本町は、青パトにドライブレコーダーを付けたか付けなかったか、また付けたのであれば何台付けたのか伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ドライブレコーダーの関係なんですけれども、昨年度、町所有の青色回転灯装着車1台にドライブレコーダーを搭載したところでございます。

昨年度については、主に防犯指導員の増員がありましたので、そういった装備品を中心に助成を、補助金の申請をしたところでございます。

また本年度は、防犯カメラについて申請をし、また次年度以降、庁用車を、まず庁用車、町所有の公用車から、順次ドライブレコーダーの装備を進めようというような考えでおります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 今、課長の答弁ですと、1台は昨年度付けたというお話ですね。

それで、あと、公用車には現状、おいおい付けていくというお話なんですけれども、現在は付けていないからという、そういう考えでよろしいですかね。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ドライブレコーダーにつきましては、昨年度青パトに1台搭載、今後は庁用車について順次装備しようというような、そういう考えでございます。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ちょっと、私の考えと違うんですけれども、1台付けて、それは1台オーケーだと思うんですけれども、その公用車、何台あるか私わかりませんが、町長車、町長専用車含めであると思うんですけれども、結構町長の車なんかは、お忙しいと思うんですね、出たり入ったりが。

そういうものには、やはり優先して付けてあげるのいいのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田課長。

○総務課長（蒔田 功君） ありがとうございます。

ドライブレコーダーは、非常に有用だということは承知しておりますので、当初県のほうの補助金、申請しようと思ったんですけれども、そういったお話があれば、まず町内を多く走るようなパトロールカーを中心に、できるだけ早く整備できればというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） できるだけ、向こう、町長さん、顔が合っちゃったんですけれども、早目に付けて、町長の安全を守ってあげたらいいのかなというふうに思います。

それから、では、防犯カメラ、考えておるといってお話なんですけれども、これも前回私質問させていただきました。地形的等々、いろいろ問題があって、大変難しいんだよというお話は記憶にあるんですが、このカメラの、今付けようというふうな構想を持っておられる場所とか、そういうことはあったか、ちょっと教えてください。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

防犯カメラにつきましては、本年度、5台申請済みで、既に補助金の交付決定を受けております。

ただし、当初予算には盛ってございませんので、9月の議会で補正予算を追加して、その後速やかに整備しようというのがあります。

5台の設置場所ですけれども、警察とも相談いたしまして、まず幹線道路に設置してほしいということで、茂原街道の出入り口、それから市原茂原線の出入り口の3カ所と。交差点ですね、大きな交差点に設置するような予定でおります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 箇所については、本線のお話が出たんですけれども、大きな交差点とおっしゃいましたけれども、これ具体的には決まっていらないんですかね。それ場所を、もしわかったら教えていただけるとありがたいですが。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 大変説明が足りなくて申しわけありませんでした。

茂原街道が、追分の交差点と鼠坂の交差点、市原茂原が役場のある山田商店のところの交差点、それから針ヶ谷の三叉路、刑部の三叉路、まず幹線道路、出入り口から整備してほしいという警察の要請もありましたので、町のほうも、そういった考えで今おります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

長柄町も地形的に広くて、いろいろ難しい点が多いと思いますけれども、徐々にカメラが多くなって安全が守られればいいのかなというふうに私は思います。ぜひ今後も申請しながら増やしていただければなというふうに思っております。

それでは次に、本町のパトロールは主に青パトが行っていると思いますが、白子町では、これ先日聞いたんですけれども、児童の下校時に、出勤のないときは、北消防署の消防車を、巡回をお願いしていると。本町には、味庄の分遣所がございます。当然、出勤がないときをお願いしているという話なんですけれども、そういうふういろいろな方の見回り会みたいなものをつくってやっているところはわかるんですけれども、こういう公の消防車を巡回させるということについては、どうお考えでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

消防味庄分署につきましては、適宜パトロールは、巡回はしていただいていますけれども、それは消火的な観点、防災的な観点も含めまして、この防犯に特化したパトロールにつきましては、当然町、警察、学校等で連絡して、そういった事例がありますので、そういった際には消防署のほうにも連絡して協力を要請したいというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） その巡回してもらっているのはわかりましたけれども、その中に、児童の下校時という時間帯も増えてもらうとありがたいんですけども、ぜひお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

では次、現在、青パトパトロールについて、パトロール方法について、ちょっとお聞きしたいんですけども、現在行っているのが、ルートを決めてぐるぐる回っていると。時間的なこともあるんでしょうけれどもね。

それで、ここに、この前NHKで、朝のニュースで、見られた方もおと思うんですけども、ランダム・パトロールに変わって、今注目を浴びているのが、実際アメリカでやっているらしいんですが、ホットスポット・パトロールというものがあるそうなんです。私もちょっと勉強不足でわからなかったんですけども、現在世界は、ごめんなさい、世界の中で、ランダムを使っているのは日本が結構多いんだと。世界的には、ホットのほうに移行しているし、アメリカもほとんどホットに変わっちゃったという形なんです。

そのホットについて、これ学校の安全マップだと思うんですけども、こういうものが現在あるそうなんです。私も先ほどちょっとお借りしたんですけども。この中の、中に、ホットスポットのやり方等、これ実際に訓練したり教育しているわけです。もう教育の場で、こういうものがなされているわけです。

ですので、自治体自体も、そういう方法に向かうもいいのかなというふうに私は個人的には思うんですけども、そういうパトロール方法を、ちょっと方向性変えるんだというふうについての考えはありますか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えいたします。

私も、実は、そのランダム・パトロール、ホットスポット・パトロールというようなものは、これは名称として存じ上げなかったわけですけども、現在町では役場職員、公用車が

今4台の青パトを持っていますので、それらで現場に行くときに回転灯を回していくと。ほかに、防犯指導員が15名おまして、その方は自家用車に青パトを装着し適宜回っていただいていると。また、法人会の長柄支部の皆さんは、日を決めて下校時に合わせてパトロールを行っていただいています。

ご指摘のとおり、通常のパトロールは、これまでランダム・パトロールだったと思います。特に、不審者情報とかがあった場合には、その場所、その周辺に一定の時間滞在する場合がありますけれども、通常のパトロールは、確かにランダム・パトロールでした。

こういったホットスポット・パトロールが、効果があるということであれば、いたずらにぐるぐる回っているよりも、そういう場所に少しいるということは、町職員、それから防犯指導員の方にも、またお話しして、そういった試みもしてみようかと。また、警察のほうにも聞いてみて、確かにそうだということであれば、それやってみて、確かにぐるぐる回っていると、何かやった感はあるんですけども、確かに言われれば、危険な場所にとどまっているほうが効果があるというのも、確かに一理あると思いますので、ちょっと関係機関と相談してみて、学校も含めて、ぜひやってみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

ホットスポット・パトロール、これ端的に言いますと、犯罪が起りやすい場所を限定しまして、その場所を狙ってやるというのが基本だそうです。それ決めるのも、結構難しいと思いますけれどもね。

ここに意地悪なことを書いてございまして、ちょっと読ませてもらいますと、日本のパトロールの誤解と。ランダムが主なのは、日本、さっきも言いましたように日本が主流だということでお話ししたんですけども、ランダムになっているのは、ぐるぐる回っていれば、何かの、今おっしゃった、課長がおっしゃったように、意識感覚で、来るからどうたらこうたらということになると思うんですが、場所を決めて、そこにいれば、意識的にそこ、そこを狙った人でも、その場にはもう来ないと。次に行くかもしれんと。でまたその次の場所を狙って行くんだという、こういう繰り返らしいです。

ですので、時間的なものでも、例えば町中ぐるっと回って、1時間ぐらいですかね。一周して1時間かかるんだったら、そこに例えば10分、15分ぐらいかな。いて、次のまたおかしいなというところまで移っていくと。そういう方法のほうが、効率がいいですよという謳い

方してございます。ぜひ、その辺も検討していただいて、近い将来そういうふうになれるようなことをやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、では次、次にいきたいと思います。

2点目、児童の通学道路の安全対策についてに移ります。

これも、私、この議場に來させていただきまして、もう3年近く、3年過ぎるんですが、何回か質問したと思います。

今回は、場所を限定して、ある程度の場所についてお聞きしたいと思います。今までは、通学路ですから、例えば力丸から学校に行く通学路とか、そういうお話をしておったと思うんですけども、今回は場所を限定します。

それで、場所といいますのは、長柄中近辺の、ある一帯を、今回はちょっと、私として、ちょっと気になったところありましたものですから、質問させていただきたいと思います。

その前に、1点、先ほど教育長がおっしゃいましたけれども、長柄町通学路交通プログラムというのがあるとおっしゃっていた。これ前回も、教育長が、私お伺いしたんですけども、それで私もちょっとホームページ開きまして出してみました。見させてもらいました。

その中で、非常に一生懸命やって大変だと思います。1点だけ、ちょっと気がついたことあるんですよ。というのは、これに、長柄町内通学路の要対策箇所一覧と、こういうホームが載っているわけです。

それで、これを開いたときは、私は、今は平成30年です、ですね。平成30年に開いたホームページの、この一覧表が、26年か、26年度になりますけれども、それが27年3月16日現在という表示をしてあるわけですよ。

ということは、これを、悪いんですけども、うがった見方しますと、これをただ載せただけで、当然これでも、27年度ですから28年、29年、早ければ30年、この間に、何らかの形で済まされているものもあると思うんですよ。

1つ例挙げますと、一応まだ、ごめんなさい、ありました。旧長生農業研修センター脇の通学路、これは落下防止のポールのことだと思うんですけども、これが、27年3月16日現在では工事中で、27年3月末完成予定になっているんです。この時点では予定かもしれませんが、30年には終わっている可能性もあるわけですよ。その辺の切りかえというのは、見直し等はやらないんですかね。

質問の意味はわかりますかね。わかりませんか。私が言いたいのは、何でまだ3年前のものが、3年前の時点のものが載っているんだということです。予定ですので、終わっている

のか、あるいはこういうものであれば、何月現在まだ未定ですよというような表現になると思うんですよ。だから、これは予定で終わってしまっているの、進行していないように見えるんです、この表現ですと。わかりませんか、言っている意味が。意味わかりませんかね、全然。

ホームページに載っていたわけですよ。ホームページに載っていたものを開いたわけですよ。見たわけですよ。見たら30年なんですよ。30年のものに、私見て、現時点で見ているものが、何でまだホームページ載っているものが、27年度のもので載っているんですかと。その時点でもまだ工事は未定で、予定ですよという表現になっているわけですよ。

その間、例えば、28年までは何時間、タイムラグがあるわけですよ。その間に処理をされていないかどうか。そういうこと、一つこれ疑問なんです。

○議長（月岡清孝君） 答弁求めます。

佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） ではお答えします。

ちょっと正確に解釈して答えているかどうか、ちょっとわかりませんが、このプログラムにつきますと、例えば平成26年度の要対策地であって、その結果が、平成27年の3月にというのが載っていますよね。

その次の年は、また平成27年度の一覧があって、28年の3月で一応一つの区切りで載せるということで、毎年度毎年度出てきた対策、仕様について、その年度ごとに区切ってやっておりますので、継続してできなくて、継続審議になっている部分で、また出てきた場合に、ではまた登場するわけですが、いわゆる未定の場合については、次出てこないと抜けてしまうという可能性はあるかなというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ちょっと話がかみ合わないですね。それはわかるんですよ。27年度に残っているのは、それで結構なんですよ。だけれども、その間、時間がたっているわけですよ。経っていて、まだ27年度というものの、で載っているということは、おかしいのかなと。

ある意味、例えばですよ、平成30年の3月、3月末で載っているとかがあったらわかるんですよ。まだ、それでも時点でやったということでわかるはわかるんですけどもね。

○議長（月岡清孝君） 佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 今言っている意味が、例えば、平成26年のところで、友次製材所前のもので工事中というような形での表現になっています。これについては、その後直りましたの

で、その後は載らないとか、そういった形で。工事中とかで載っている部分については、完成した場合には、その次にはもう反映されないというような形になっているというふうに判断していますけれども。毎年度毎年度で区切ってやっています。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ちょっとすみません。よくわかりませんがね。要は、要は更新をしてくださいと。更新をしてくださいと。終わったものについては終わったんだと。30年の現時点で、まだ27年度のもので予定が残っているということは、ちょっと考えにくいよということ。

○議長（月岡清孝君） ではすみません。ちょっと休憩。入れさせていただきます。

それでは再開いたします。

佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） お答えします。

ここにあるのは、あくまでその年の部分の証拠書類みたいな形で残っていますから、実際にはその次の年になったら、もうこれが済んでいるというようなところが、その未のままになっているということですね。それについては承知いたしておりますので、その辺の何かわかりやすい、いわゆるこの時点ではこうだということも残さなければいけないし、その後どういうふうになったかということも残したいということで、この後研究させていただければと、表示方法についてと思いますが。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 了解しました。

それで、今のことでちょっと時間食っちゃって申しわけありません。私の質問もちょっと、やれるかどうかわかりませんがね。ありがとうございました。

それでは、まず、本題に入りたいと思います。先ほど言いました長柄中学校周辺の通学道路の安全についてでございますが、これから言うのは、実際私が、その場所を見たことを、別に大きく課題にしてお話しするつもりはございませんので、ちょっと聞いてください。

ある日、長柄中学のバスの駐車場というんですかロータリーというんですか、あそこ出てきまして、茂原街道のT字路のほうに向かっておって、そこに右側に歩道があるんですけども、その歩道に、小学生が、歩道、階段をおりてきたんです。6人ぐらいおったのかな。ちょっとさーっと来たから、ちょっとあれですけども。

それで、こういう光景があったんですよ。当然、高学年の方から小さい方まで一緒に来る

んですけれども、高学年の方は、さっささっさとおおりて、下で待っているんです。1人だけ、その中に1人だけ、多分小学校1年か2年だと思っんですが、ランドセルのほうが大きかったものですからね。この子は、階段をこういうおり方、いわゆる歩いておりるじゃなくてカニみたいになって横歩きで、それも脇に目隠しのついた柵ありますよね。歩道橋ですよ。全部あれついているんです、両側に。そこをつたわりながら歩いてきたんですよ。それ見たときに、私、ちょっと自分の目を疑ったんです。危ないやり方しているなど。

それを見て、その後、ちょっと私気になったもので、その横断歩道を反対側から上がって、反対側におりてみました。大人が歩いて上っておられる分には、さほど苦にならないでしょうけれども、小学校一、二年生の、こんな小さい、私も小さいですけれども、100メートル、100センチぐらいの子供が、大きいランドセルしょって、あそこでよっこいしょよっこいしょ横になって歩いてくるんですよ。これちょっと見たときに、ちょっと異様に思えたんですよ。こんなところが、通学路になっていていいのかと。

それで先ほども言いましたけれども、階段の両側、階段、通路の両側には、手すりもないし、まして歩道の上には、よくわかりませんが、滑り止めがあるんですが、その上に何か一発上に塗ってあるんですよ。塗ってあったところがほころびて、そこだけちょっと、また小さい段差になっているんですよ。結構危ないなというふうに思ったんですが、実際の歩道橋を使うのは、力丸地区、山根地区、千代丸地区、そのほか何地区かありますが、七、八地区の子供が、約十三、四人かな、トータルしますとね。この方が使っているわけなんですけれども、そういう現状の、その歩道橋を、そのまま通学道路として使って、これからもいくのかどうか。そういう通学路というの、御存じだったかどうか。それをちょっとお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

豊田教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（豊田武文君） 三枝議員の質問にお答えいたします。

あの横断歩道橋ですけれども、長柄中前の横断歩道橋は、昭和45年の3月に設置されております。本年度で48年目になるでしょうか。

県の計画では、撤去予定ということですが、まだ正確な日程等は、まだ示されておりません。早ければ、来年度中に撤去されるというようなことも、併せて聞いております。

三枝議員が、ご指摘のとおり、歩道橋の昇り降りについては、本当に小学校低学年においては、大変な負担がかかることは私どもも理解しております。1段が十五、六センチで、全

部で57段あるんでしょうか。大変、思います。また、これが、もし雨の日、傘をさしていて通った場合、強風が吹いた場合、傘が飛ぶだけではなくて、子供たち自身の体についても危険が及ぶ恐れがあります。

あの歩道橋を使っている長柄小学校の子供は、全部で18名おります。千葉方面のほうから下りてくる子供が5名、下、茂原方面から使用してくる子供が15名ということになっております。

撤去予定だということですが、茂原方面から歩いてくる15名に関しては、派出所前の横断歩道を使っただけであれば、距離的にも違いはなく、今ご指摘があった歩道橋を渡る大変さとか、また強風時の危険も避けることができることが考えられます。

ただ、千葉方面からの子については、安全はお金じゃなくて距離では買えませんけれども、250メートルぐらい、ちょうど歩道橋から横断歩道までが126メートルぐらいなんですけれども余分に歩くことになります。

通学路の設定におきましては、学校、PTA、地域関係者が検討して、校長が設定し教育委員会に届けることになっております。

ただ、教育委員会としては、本件が、本日指摘されたことを重く受けとめて、先ほどから出ています町の交通安全プログラムに検討事項として、6月27日に行われる通学路安全推進委員会で重要案件として取り上げてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

その歩道橋を降りてきまして、中学のほうから坂を下りてくる、道が下りてくるんですが、その道については、前回ですか、プログラムで、白線の引き直しをしたという形で、前々からの急なカーブも穏やかになって、前方見やすくなったというところまでは、私はやってきて、やっていただいてよかったなと本心思います。

ただし、その先がございませぬ。そのグリーンベルトを、脇に、道路の脇に引いてあるんですが、グリーンベルトを、中学校の正門の入り口までしか塗っていない。通学路は、その先まであるわけです。まして、その先の坂は急で、カーブが見にくい、非常に見にくいカーブが2カ所ございませぬ。なぜそこまでベルト塗りをしなかったのか、ちょっと教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（豊田武文君） グリーンベルトの延長についてお答えします。

なぜ延長しなかったということは、ちょっと答弁できないんですけれども、グリーンベルトの延長に関しましては、先ほど紹介しました小学生のほかに、中学生が、やはり本箇所を使用しております。

本当に、坂が急であり、道幅が狭いことから、グリーンベルトの延長に関しては、今ご指摘のとおり、ぜひとも実現しなければいけないことだと、教育委員会としても考えております。

先ほど、同様になってしまうんですけれども、この件につきましても、町の交通安全プログラムにのっとり、道路、通学路安全推進委員会、会議のほうに、上げて検討をしていくつもりであります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ぜひ、前向きな回答をいただきましてありがとうございます。

もう1点関連して。

先ほど、千葉方面から横断歩道橋渡って来る10何名ですか、10名、7名、5名か。5名の方がいるというお話なんですけれども、それ以外の茂原方面から来る者については、進栄団地の信号機のところの横断歩道で歩道を渡って歩いていってもらおうというような方法を考えているということでもいいんですけれども、ぜひ、今私言っているのは、その千葉の方面から下りてきた子供さんだと思うんですよ。

ですので、そういうことも踏まえまして、下から来る、ちょっと表現悪いかもしれませんが、下から学校に来る者と上から下りてくる者との、別々に考えるのではなくて、あの歩道橋を使う通学児童全体として、通学道路の変更を考えていただけないかというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（豊田武文君） 教育委員会としては、先ほども申し上げたとおり、設定の権限を持ちませんので、こちらは学校代表者も、通学安全推進会議のほうには来ますので、ぜひそういった実情があって、学校の方でも検討してほしいということをお伝えしたいと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。よろしくお願ひします。

もう時間が、結構超過してしまひまして、残り時間が少なくなつてござひます。

その通学路の、もう2点ばかりござひます。

今もなつています、その中学のカーブのきつい坂道、上がり切つたところはバス通りになつてござひますが、そこから小学生は道路の左側にござひます歩道を歩いて学校まで行くわけですが、その歩道の途中に、竹の林というんですか、左側から歩道のほうに出ておるんですけれども、その竹の葉が、歩道に落下しまひして、結構積もつたりすることもあるんです。これ私、何度かそこで見て、やはりちょっと危ないよというお話を伺つたときに、何度か見えておるんですけれども、ここ10日ぐらいの間には、何か掃除したみたいなんですけれども、ここのそういう落下物に対しての対応というんですか、その道を管理しているのは小学校の方なんですかね。教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁求めます。

建設環境課長、内藤文雄君。

○建設環境課長（内藤文雄君） 今の議員さんのご質問でござひますが、道路の管理はうちの方の道路、建設環境課の方でござひます。

以上でござひます。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

では課長、ぜひ、私もあそこ歩いてみたことがあるんですけれども、やはり危ないですよ。竹の葉というのは腐りません、正直な話。燃すか何かしないと、焼却しないとなくならんんですけれども、あのまま放つておいても腐らないです、絶対。

ですので、その辺も踏まえて、頻繁に通学、子供の安全を守るためにも、ご協力していただいて、掃除等、シルバーさんでも結構だと思ふんですけれども、やっていただけたらなというふうに考えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 議員さんのおっしゃることは、もっともだと考えておりますので、先ほど来申し上げております通学路の安全プログラムの際にも、その辺の検討について、関係者の中でやっていきたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

あと4分切っちゃいました。白井課長すみません。CCRCいけません。

それで、先ほど町長が答弁していただきましたので、これは後で吟味して、また再質問という形とらせていただきます。申し訳ありません。

最後1点、先ほど、今も私言いましたけれども、中学校、そして運動場の下の駐車場、バスがUターンしたりなんかして、お子さん送ってきた人やなんかもあそこ利用しておるんですけども、あそこの出入り口、非常に危険です。といいますと、入ってくるのを、当然楽に入ってくれると思うんですけども出るときです。出るときには、運動場の崖が、その出口の際に迫っておるわけですよ。そうすると上から、要するに中学校の方向から来る車は非常に見にくいです。あそこは何もありません。カーブミラーも、何もついていないです。

ですので、あそこの駐車場の出入り口に、これ例えばですよ、例ですよ。ストップか止まれかを付けてもらいたい。それと、なおかつ反対側にミラーをつけて確認できる。こういうものをやっていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（豊田武文君） ただいまの送迎バスの駐車場の出入り口のことについてお答えいたします。

中学校の一般保護者の出入り、まだちょっと私の方も想定していなかったんですけども、朝は3便、バスの方が来ます。この時間は、小学生の方は通学していないと思いますけれども、夕方については、今で言うと4時と5時と最終下校6時28分発というのがありまして、その時間が、やはりまた保護者で迎えに来た方と、また一般で通る方というようなことで、それが本当に衝突してしまう恐れがあるということで、確かに上からおりてくると大変危ないような状況です。

それこそ、その時期に従って、バスが出る時刻を表示してみるとか、または補助信号をつけるとか、いろいろな対策は考えられるんですけども、残念ながらちょっと私の方に、その権限等もありませんので、これにつきましても、交通安全プログラムの方で上げて、危ないんだということ、ましてはバスということで、大型のものと、また車と車同士と、それにまた子供たちが巻き込まれたらどうするんだということ、強く訴えて、ここについても対処していくように、プログラムの会議の方で上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

なかなか飛ばして質問して申し訳ございません。1項目で終わっちゃいましてごめんなさい。

いろいろあるんだと思いますけれども、私結構、今ちょっと家庭の事情で中学の送り迎えやっておるんですけども、何回も何回も行くときに、たまたまその歩道の件も目に入った、あるいは道路のことも思った、あるいは小学校のところも父兄さんのほうからお話をいただいた。それで、あの場所自体が、結構今回のものになっておるんですけども、ぜひやれることから、少しずつやっていただいて、通学児童あるいはそこを通る方々に対して安全確保のほうを徹底していただくように、よろしく願いしたい。今日はありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で、三枝新一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時11分

○議長（月岡清孝君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（月岡清孝君） 次に、5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 皆さんこんにちは。5番、本吉敏子です。よろしくお願いします。

茂原市は、2019年度の職員採用試験を、前年度より1カ月前倒しして実施するようです。優秀な人材を確保するのが狙いで、民間企業志望者が受験しやすいようにと、試験内容も変更し、職員採用のPR動画も新たに作成して、幅広い人材の応募を呼びかけています。

PR動画では、若手職員の働きぶりや仕事のやりがいなどが紹介され、田中市長も出演し、

茂原市発展のため若い皆さんの力をかしてくださいと訴えています。この新しい発想と、何としても茂原市を変えていくんだとの心意気を感じました。長柄町も、人口減少に歯止めがかからず、長柄町の未来を考え、このままではいけないとの思いで、町民の皆様の声をしっかり受けとめ働いてまいります。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、4項目にわたり、一問一答で質問をさせていただきます。

初めに、1項目め、ながら健康ポイント事業についてお伺いいたします。

本町では、昨年11月より、健康づくりの一環として、健康ポイント事業を試行的に実施されました。総務省の補助事業を活用し、介護予防推進員及び介護予防の高齢者サロンなどに参加している約130名の方をモニターとして実施されました。

ポイントは、公民館で行われている自主サークル、介護予防教室などへ参加された方に付与し、今年の2月いっぱいポイント付与期間が終了いたしました。3月の教室等で、町商工会商品券と交換され、参加された皆様から喜びの声をたくさん伺いました。

昨年に引き続き本年は、健康ポイント事業につけ加えられ、健康で生き生き暮らせるために、健康増進効果の高いウォーキングに健康ポイント制度を活用してポイントを付与し、健康寿命の延伸を目指すウォーキングポイントの申し込みが、6月1日から開始となりました。

そこでお伺いいたします。

1点目、施行的に実施されましたが、どのような反響だったのかお伺いいたします。

2点目として、本格的導入に向けて、参加者からの意見などをいただき、事業の改善を図りながら、より良い事業にしていきたいとのことでしたが、今年度の健康ポイント事業についての取り組みについてお伺いいたします。

次に、2項目め、起業創業支援についてお伺いいたします。

平成26年1月施行されました産業競争力強化法において、地域における創業を促進するため、市町村が、民間の創業支援事業者、地域金融機関、NPO法人、商工会議所、商工会等と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催とかワーキング事業等の創業支援体制を構築する創業支援事業計画の取り組みに対し、国も関係省庁が連携して全面的にサポートするという仕組みが定められました。

本制度では、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として、継続的に行う創業支援の取り組みの特定創業支援事業と位置づけ、本支援を受けた創業者には登録免許税の軽減措置、信用保証枠の拡大等の支援策が適用されることになっております。

本町の地域産業の活性化に向けて、起業創業支援を重要な施策の一つとして位置づけ、町内で起業したいという思いをお持ちの方々のために対し、創業支援を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

3項目めに、観光基盤整備についてお伺いいたします。

今年の4月1日に、長柄ダム桜まつり2018及び第12回千葉和太鼓まつりが、ロングウッドステーション、都市農村交流ターミナルを会場に盛大に開催され、当日はお天気にも恵まれ、桜も満開ですばらしい桜まつりでした。また、餅投げ、特産品の販売、和太鼓チーム10団体による5時間の演奏などが行われ、多くの来場者で賑わっていました。

本町では、町活性化対策として、長柄町元気になるイベント実行委員会設置要綱が、平成24年4月1日制定され、平成24年から26年の3カ年の事業としてスタートし、初年度の平成24年は秋と春の2回、25年、26年の春には元気まつりを開催し、平成27年には元気まつりというイベントと、従来からのダムの桜まつりと融合した形で、桜まつりとしてイベントが定着しつつあります。

本町は、自然豊かな環境に恵まれ、環境、環境保全にも推進していますが、町民の皆様から、桜まつりだけではなく、春は桜、桜が終わると芝桜やツツジ、アジサイ、コスモスなどといった、四季を通して楽しめるように花の植栽もたくさんのボランティアを募り協力していただきながらイベントを開催したらどうかとの声が多くありました。

ダム周辺につきましては、指定管理者に管理を委託しておりますので、今までもいろいろなイベントを開催していただけてきました。

そこで、お伺いいたします。

1点目、長柄ダム周辺を観光拠点として、四季折々の花の植栽イベントの開催やダム周辺の整備を提案いたしますが考えをお伺いいたします。

2点目、食文化・自然などのPR、イベントの実施のプロジェクトチームや応援隊の募集を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

次に、4項目め、福祉行政についてお伺いいたします。

厚生労働省は、身体障害児・障害者実態調査によると、全国の聴覚障害児は1万5,800人とされており。現在、病院で出産し生後3日ごろ、赤ちゃんの耳の検査、新生児聴覚スクリーニング検査を行うことが一般的です。

新生児聴覚スクリーニング検査とは、聞こえにくさを調べるための検査です。赤ちゃんの1,000人におよそ1人が生まれつき聞こえに障害があるとされており。聞こえにくさ

は、言葉の発達と大きく関係がありますが、早期発見による早い段階で適切な治療と支援を受けると、その後の成長や発達に大きな効果があると考えられています。

耳の聞こえにくさは、外見からはわかりにくいものです。早期発見のために、検査を受けることをお勧めいたします。

検査は、赤ちゃんが眠っている間に短時間で終了しますが、任意の検査と費用も高額になります。

そこで、お伺いいたします。

まず1点目、新生児聴覚スクリーニング検査費用に対し、助成を行うことを提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

2点目に、本町では、聴覚障害者の方に対して、どのような取り組みをされているのかお伺いいたします。

平成27年度より、長生郡市の7市町村負担で、手話奉仕員養成講座が現在も引き続き開催をされております。私も養成講座と茂原市で開催されているサークルや長生村のサークルにも参加させていただき、手話を勉強させていただき、手話が言語であるという認識、コミュニケーションツールとして、共生社会の実現のために非常に大きな可能性を秘めていると実感しています。

また、長生郡市聴覚者協会の方々より要望をいただきます。その中で、現在、長生郡市聴覚者障害協会の手話通訳者相談日は、茂原市市役所の中の障害福祉課で、千葉県聴覚障害者協会に委託して、毎週水曜日の午後1時から5時までの時間帯の4時間設置をされております。

そこで、3点目をお伺いいたします。

聴覚障害者が利用するのに、制約等があり、使いづらいため、週5日の手話通訳者の設置の拡充を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

次に、平成23年度に、障害者基本法の改正により、日本でも手話が言語として認められることになりました。千葉県でも、平成28年6月に、聴覚に障害のある方の意思疎通のために使われる手話、筆談等を普及するための千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例が施行されました。

条例の目的には、手話が言語であることを明確な認識のもと、手話等の活用した聴覚障害者の情報の発信の重要性を鑑み、手話等の普及の促進について、基本理念を定め、県の責務並びに市町村県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の推進するための基

本的事項を定めることにより、聴覚障害者と聴覚障害者以外の者とが共生することのできる地域、社会の実現並びに聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とされております。

市町村の役割の中では、基本理念にのっとり、県と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者の障害のないものと実質的に同等の日常生活または社会生活を営むための必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備に努めるものとするがあります。

そこで、4点目、お伺いいたします。

本町として、手話言語条例の制定を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

最後に5点目、緊急時や災害時などでアナウンスが聞こえず状況が把握できないことがあります。聴覚障害者だけではありませんが、聴覚障害者の方の救急時の対応について、どのような対応をされているのかお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えします。

まず、1項目めの、ながら健康ポイント事業についてお答えします。

1点目の昨年度、試行的に実施した実績についてでございますが、介護予防推進員、サポーター、一部介護予防教室参加者をモニターとして、活動量計を配付し、対象事業に参加した際、ポイントを付与し、町商工会商品券と交換できる制度として、平成29年11月1日からスタートいたしました。

参加者は、104名に対し92名の方が商品券の交換を行っております。

次に、2点目の今年度の取り組みについてでございますが、今年度は平成29年度の104名に加え、40歳以上でウォーキング中心の方を200名、65歳以上で介護予防教室参加者を150名加え、8月1日から来年の2月28日までの7カ月間を予定しております。

次に、2項目めの起業創業支援についてでございますが、お答えいたします。

平成26年1月に施行された産業競争力強化法では、国は地域における創業を促進するため、市町村が商工会等の民間の創業支援事業者と連携して、創業支援体制を構築する取り組みに対して、関係省庁が連携し全面的にサポートするとしております。

この法律に基づき、千葉県内の35市町が、創業支援事業計画の認定を受けております。

主な支援は、株式会社の登記にかかわる登録免許税の軽減、無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠の拡大、日本政策金融公庫の新創業融資制度の申し込み要件の緩和、県の創業応援助成金や国の創業補助金の応募資格の付与などであり、長柄町も創業支援事業計画の認定に向けて進めてまいりたいと存じます。

次に、3項目めの観光基盤整備についてお答えいたします。

1点目の長柄ダム周辺のイベントについてであります。今年の桜まつりは天候にも恵まれ、大変な賑わいがありました。これも関係各位のご努力の賜物であり、感謝申し上げるものであります。

議員の言われるように、桜の季節だけでなく、年間を通じた観光拠点になることは望ましいと考えております。過去にもヒガンバナを植栽したこともありましたが、継続した維持管理には多大な経費がかかることになり、考えあぐねておるところであります。

ダム周辺につきましては、指定管理者に管理を委託しておりますので、指定管理者とも意見をまじ合わしながら検討してまいりたいと思います。

次に、2点目のプロジェクトチームや応援隊の募集等の提案についてお答えいたします。

長柄町では、商工会、観光協会、グリーンツーリズム協会等が、さまざまな機会を捉え、各種イベントに参加し、また町のPRを行っております。

このような中で、新たなチームや応援隊の募集よりも、現在活躍いただいております組織、団体の活動の充実を、さらに図りたいと考えております。

しかしながら、組織の活性化には、新たな意見や考え方が必要であり、広く多くの方々が参画していただけるような仕組みを検討してまいりたいと存じます。

次に、4項目めの福祉行政についてお答えいたします。

1点目の新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成についてでございますが、本町の平成29年度新生児32人のうち25人については検査が済んでいることを確認しております。

本年度は、この検査の実施の有無について、新生児全員の状況把握に努めているところであります。

管内では、睦沢町が、本年4月1日から助成を開始していますが、他の助成事業同様、医療機関を初め、管内自治体や医師会との調整も必要かと存じますので、今後調査・研究をして参りたいと存じます。

次に、2点目の聴覚障害者の方への取り組みとのことでございますが、窓口業務では、携帯ホワイトボードを用いて筆談に対応しております。必要に応じ、長柄町コミュニケーション

ン支援事業を活用していただきながら、今後に対応して参りたいと考えます。

次に、3点目の手話通訳相談日の拡充についてでございますが、ご質問にもありますとおり、現在、茂原市役所内に手話通訳者相談日を設けているとのことであり、場合によっては市民以外の方々にも対応してくださっているということでもあります。

相談の内容は多岐にわたり、時間を要するものもあるとのことで、お待ちいただく場合もあると伺っております。

まずは、ニーズの把握に努め、広域的な連携が図れるのか、検討して参りたいと存じます。

次に、4点目の手話言語条例の制定についてでございますが、当面は千葉県条例の基本理念に基づき、町の役割について努めて参りたいと存じますので、ぜひともご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、5点目の聴覚障害者の救急時の対応についてでございますが、救急に関する通報はちば共同指令センターを経由し、消防本部へ指令が伝達されています。

そのような中で、耳や言葉の不自由な方が、利用できるシステムとして、ファックスや事前登録を行うことで、メールによる119番通報ができるとのことであります。

以上、本吉議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、自席にて質問をさせていただきたいと思えます。

まず、ながら健康ポイント事業につきまして、何点かお伺いさせていただきたいと思えます。

今回皆様の健康づくりに役立てるためのアンケートの実施をされたと思えます。健康ポイント事業の実態を把握することで、今後の健康ポイント事業や介護予防事業の施策を検討するもので、取りまとめは長柄町と共同で研究を実施している千葉大学を中心とした研究チームが行ったと思えますけれども、本年度に取り組みされたものというものはあるのかお伺いしたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長、若菜聖史君。

○健康福祉課長（若菜聖史君） それではご質問にお答えいたします。

本年度につきましても、健康と暮らしの調査を実施し、平成29年度継続参加者につきましては、引き続きAMED事業による効果、検証を行います。

そのような中で、一般参加者と推進員さんを分けた分析をしてはどうかというご意見がご

ございましたので、これを実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 昨年的一般質問でも、日常生活で、生活習慣など見直しをして、特定健診だとか、また各種のがん検診の受診された方にもポイントの付与を検討しているということでありましたけれども、それは今回は入っていないと思いますが、当局の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本事業のスタートに当たりまして、各種メニューについてご検討させていただきました。その中で取捨選択をしたわけですが、その中でスタートに当たり教室参加型とウォーキングの2点に絞らせていただいたところでございます。

システムには追加導入することは可能ではございますが、現時点では特定健診や健康教室などの参加についてポイントを付与することは、予定はございません。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 白子町だとかいろいろなところでもやっておりますけれども、ぜひこれは前向きに考えていただきたいなというふうに思っております。これは答弁はいいです。結構です。

今年6月1日より、申し込み開始となっておりますけれども、ウォーキングポイント対象期間は、8月1日から来年の2月28日の7カ月間ということですが、現在の申し込みの状況というのはどうなっているかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ウォーキングポイントに関する中心とした方でございますけれども、こちらの方で50名。それから、介護教室、予防教室で7地区の60名の方が手続を行っております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） まだまだ住民の皆様に周知をされていないというふうに思いますけれども、今後どのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

私も、皆さん知らないという、広報で知らされていまして、見ているようで見ていないというのが現実だと思うんですが、その辺はどのように考えているのかお伺いしたいと思いま

す。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

広報のお話出ましたが、この後も引き続き広報並びにホームページにおいて周知を図りたいというふうに考えております。

加えまして、今現在、ちょっと遅れておりますけれどもポスターを作成してございます。これらを町内各所に掲示しまして、その促進を図りたいと。またさらには、イベント等で、またお邪魔させていただきながら、PRをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひ、このポスターをつくられているということですので、見て、私もいろいろな方に周知をしていきたいなというふうに思っております。

また、今年度は、8月1日からということで、初めてということもありますので、今回は8月1日から実施されるということですが、来年度の開始はどのように考えているのかお伺いできればと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、4月から開始をしたいというふうに考えてございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひ、町民の皆様が、健康で生き生き暮らせるために、今後さらに利用が増える、また健康づくりに寄与できるよう、また周知と啓発に取り組んでいただきますよう、強くこれは要望したいと思っております。

次に、起業創業支援についてお伺いしたいと思っております。

今回、町長の答弁では、長柄町でも創業支援の事業計画の認定に向けて進めていきたいということで答弁があったと思っております。

今まで本町でも独自に町の活性化を図るため、また事業開始に対する法人、または個人事業者に対して、どのように支援されてきたのかお伺いできればと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

長柄町で直接単独で創業支援ということはございませんが、長柄町の商工会で創業に関するいろいろなことをやっております。長柄町は、その事業に対して、補助金を交付させていただいているというようなところでございます。

長柄町の商工会では、何をやっているかということでございますけれども、長生ブロック6商工会で、創業塾だとか創業セミナーを実施しておるということでございます。

また、長柄町商工会単独といたしましては、創業支援施策を、チラシ配布やホームページなどで情報発信をする。中小企業診断士等の相談の機会を設けると。それから、経営指導員による個別相談を常時実施しているというようなところでございます。

これからも、商工会に対して、このような仕事に対しまして、補助金を交付していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 例えば、町内で小規模事業所に対してや、またお土産店だとか、また飲食店だとか、またNPOなどの対応というのは、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

このたび創業支援事業計画認定を受けるべく申請する予定でございます。この認定されますと、総合的ないろいろな支援が受けられますので、ご理解いただければというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） お金の面だけではなく、先ほどもお話があったと思うんですけれども、起業創業を目指す方々の対象に、事業を成功に導くためのセミナーと、先ほど商工会がされているというふうにお話がありました。今後必要ではないかと思っておりますので、ぜひまた声かけをしていただきながら、ぜひ利用できるような体制を考えていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

商工会、いろいろやっただいているというようなところで、商工会の皆さんに、ご協力するということと、千葉県産業振興センターというところで、そういう道のプロが集まったところでセミナー等をやっておりますので、そういうところに、そういうセミナーを利用

していただければなというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） もし、創業支援事業の認定を受けましたら、ぜひ企業を創業したい方のための支援情報等を、町のホームページだとか、また案内のパンフレットを提供してほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） そういうものができたら、当然ながら町のホームページでもPRしていきたいというふうに考えます。

商工会もメインにやっておる事業でございますので、商工会ともよく相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひよろしく願いいたします。雇用の拡大及び産業の振興を図るため、また町内において新たな創業を目指す起業家に対しても、また新たな雇用の創出も促し、地域経済の活性化につながると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、観光基盤整備についてお伺いしたいと思います。

先ほど町長の答弁の中でも、ぜひ、良いことではないかということで答弁はいただいたと思います。

でもこの、前はヒガンバナをされた、植樹をされたということで、土が合わなかったというか、だったのかわからないんですけれども、維持管理が大変ということで伺ったと思います。

その維持管理に関しましても、できればボランティアの人を募ったりとか、そういう形でやっていくという方法もあると思うんですけれども、その辺は、ぜひ前向きに検討していただきながら実行していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

一つの仕事を始めるときに、ボランティアを当てにして始めるということは、なかなか行政としては厳しいのかなというふうに思っております。

ただ、歴代の方々考えてきた長柄ダム、桜以外に何とかという、そういう趣旨につきましては、誰もが賛同できるようなものでございますので、その辺いい方向に向けて、いろいろ

皆さんのお知恵をお借りしながら考えていきたいというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 先ほども応援隊ということであれだったんですけれども、商工会とか観光協会とかグリーンツーリズムの協議会の皆さんだとか、皆さん各種イベントに参加しながら、いろいろと工夫をしていただいていると思います。

その中で、ダム周辺の指定管理者等も検討されるということでしたけれども、四季折々の花のほかにこいのぼりを、ぜひ掲げたりしてもよいというか、皆さんの声としてはありますので、そういうこともぜひ検討していただきたいなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

現在、指定管理者のほうで、今年も4月21日から5月6日まで、小規模なんですけれどもこいのぼりを上げておりました。

小規模だったものですから、目立たないという面があるんですけれども、そのような観点から、より充実したものに、できればなるように、指定管理者と相談いたしますけれども、このごろ少子化で、ましてやこいのぼりを上げるような方も少なくなっているというのが、一つ原因があるのかなというふうには私自身思っておりますけれども、できればこいのぼり、泳ぐ姿いいものですから、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） よろしく申し上げます。

あと水資源になるかもしれませんが、以前にもちょっとお話を聞いたときに、たまに、ちょっとあれかもしれませんが、ダムにボートなどを、とかを浮かべながら、ぜひその中を、ちょっと、回るんじゃないんですけれども、そういうこともあると思いますけれども、そういうことというのは、お話だとかというのは出てないのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） 過去に何度もお願いした経緯がございまして、長柄ダムにつきましては飲料水、それから京葉工業地帯の工場の精密機械に利用されているというようなところで、非常に水質の悪化というんですか変化というんですかね、その辺があっては、水資源にとってはあってはならないことだというようなところでありまして、水資源開発機構

が認めていただけないというのが実情でございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ちょっと厳しいというような状況だと思うんですけども、できないんでしょうか。

できれば、これは、わかります。状況もわかりましたし、水質が悪化してはいけないということが一番あると思いますけれども、できないということを初めに思ってしまうのではなくて、やれる方向を考えていくということも一つの手なのかなというふうに思いますので、その辺は、また、またちょっと考えていったらいいかなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 清田町長。

○町長（清田勝利君） その辺のところを、ちょっと情報なんですけど、毎年私、所長さんと話しさせて、あそこにミニ、ミニのね、何ていうんだ飛び込むの、ゴムが、ひもの。あれやったらどうかという、冗談で話ししたら、やはり危険もそうなんですけど、私も単純に考えていて、釣りなんかできないのかなと、ボートを浮かべてって。やはり、それだめだという話で。結局、何ですかって。やはり飲料水に使うとか、今、課長が言ったように、精密機械工業だとか、そういった面で、非常にやはり異物の管理というか、非常にやはり厳しいらしいんです、その内容が。

本当に申し訳ないんですけども、そういう観点から、なかなかやはりそれは許可できないという話でした。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 了解しました。すみません。

では後は、隣町の長南町では、6月17日の日曜日に、ぐるっと長南花めぐりというのが開催されます。虹色に輝くアジサイの野見金公園の関東随一の紅花の郷、長福寿寺のね。また、四季折々の草花が咲く熊野の清水公園を無料シャトルバスでめぐる花めぐりが、役場から出発するイベントが、毎年開催をされております。

平成27年には7,000人が来られた。平成28年は8,000人、平成29年は1万9,000人と、来場者は年々と増加しているそうです。

例えば、本町では、今年度より、はとバスツアーでも来られます史跡長柄横穴群がありますけれども、権現森だとか武峯神社、または歴史スポットなどの本町のパワースポットめぐりなど、歴史同好会の皆さんもいらっしゃいますので、ご相談をしながらでもよいので、ぜ

ひこのような無料シャトルバスを、長柄町中走らせるということは、提案をしたいなというふうに思っております。

また、採れたての自然の恵みと名産品の収穫プラン、また季節の特産物の収穫時には、年間を通じていろいろと長柄町はあります。4月はタケノコ、山菜、夏みかんピール、5月はエンドウマメ、キャラブキ、6月はトマト、インゲン、8月はブドウ、9月は栗と梅干しとお米、10月はサツマイモ、イチジク、11月は芋ようかん、自然薯、ネギ、12月はサトイモ、ハスとのし餅、豆造だとか漬物、1月はイチゴとかホウレンソウ、3月はあられなどがあります。

今までも長柄のグリーンツーリズムの協議会、観光協会の商工会の皆様が一生懸命取り組んでこられたと思います。長柄遊びガイドブックにも紹介されておりますけれども、ぜひ長柄町の文化財巡りだとか、のどかに広がる田園風景や緑豊かな長柄町の魅力をPRしていただきたいということで、町の知名度、向上や魅力発信につながると考えますので、ぜひ役場から出発し、無料シャトルバスの長柄町中を巡れるように提案をしたいと思っておりますけれども、考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

今、長南町が、お話出ましたけれども、長南町にお話を伺って、どのようにやっているのか、メリット、デメリット、いろいろお話を聞きながら、研究して検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひ、前向きに、何も始めないでじゃなくて、まずは始めてみるというようなところから進めていただきたいなと思っております。

今年も、千葉生き生き長生スタンプラリーというのがあります。参考に、スタンプを集めて特産品をゲットするようなイベントも提案したいと思っておりますけれども、考えを伺いたいと思っております。

これは、夏になりますと、毎回、道の駅だとか、いろいろな、役場だとか、いろいろなところに置いてありますけれども、ぜひ長柄町でも、こういう考えができないか伺いたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

本年度、長生地域観光連盟主催で、ぐるっと長生フェスタ2019というものが、長柄町で開催されます。内容につきましては、ノルディックウォークで10キロ程度の距離を歩いてもらいまして、長柄町を知ってもらうというイベントでございます。

この際、長柄町の特産品のPR等、検討していければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひ、新しい発想で、長柄町の魅力を発信していく努力をしていただきたいと思います。ぜひ、無料のシャトルバスの運行を取り入れて、長柄町の緑豊かな自然の風景に癒やされ、また勇気を与えられる、そんな居場所になれたらと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、福祉行政についてお伺いしたいと思います。

新生児の聴覚スクリーニング検査の費用ということで、もう睦沢町は、もう先行されてされております。

今回、29年度は32人で25人がもう検査をされているということで、先ほどお話がありました。状況を把握しながら、ぜひこれが、保護者の問題、また病院と医師会の問題もあると思いますので、ぜひ調査・研究をされるということでありましたので、検討して、前向きに検討じゃなくて実施していただきたいと思います。

これによって、早期に難聴が発見されることができるようなんですけれども、乳幼児期の音声言語獲得には、聴覚機能の役割が大きいことを踏まえ、発見時における聴力の慎重な評価や補聴の検討、また指導が重要と考えます。

しかし、保護者の軽度、中等度の難聴の理解が不十分であったり、経済的な負担から補聴器の、これ確保が滞ることが、療育また教育開始年齢が遅れることにも懸念される場所でもあるわけなんです。

早期発見がされた難聴児が、その後も継続的に支援され、日常生活や教育を受ける際の助けとなるよう、身体障害者手帳の交付対象とならない程度の、18歳未満の難聴児が補聴器を購入する際、軽度・中等度難聴児補聴器の購入費の補助を、ぜひ提案したいと思います。町の見解を伺いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

聴覚障害は、早期診断と早期介入が児の生活の質の向上に直結するというところでございます。まずは、母子支援事業などを通じまして、保護者へ、その重要性について理解を深めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

その上で、ご提案の、軽度、中等度の難聴児補聴器購入費の助成について検討して参りたいというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひ、この軽度、中等度の難聴というのは、周りから聞こえているように見えますけれども、気がつきにくい、音として聞こえていても言葉として明瞭に聞こえないため、そのままにしておくと言葉の遅れや、また発音の誤りなど、言語発達に支障を来すと言われておりますので、早期に補聴器を装着することで、言語の発達やコミュニケーション能力を高めることができますので、難聴児の聴力向上による言語の習得というのは、平等に学び生活する権利を手に入れることにつながってまいりますので、そのためにも補聴器の購入、購入費の助成について、今後実施するという方向で、よろしく願いいたします。

3点目に、聴覚障害者が利用するのに制約等がある、茂原市が好意的に、このように聴覚障害者手話通訳者の相談日というのを設けているということでありました。

それで、聴覚障害者の、長柄町は利用者がいないということでもありますけれども、このニーズの把握ということを、もう一度していただいて広域で考えていただけるように、週5の通訳者の設置が無理でしたら、週2だとか、少し拡大をしていただけるような、前向きに考えていただきたいと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁からもございましたとおり、茂原市役所のほうで開催されている、この相談でございますけれども、市民の方以外の方もご来庁するというものではございますけれども、その相談の件数については、日によって違うというようなことでございます。

そのため、ニーズということで答弁させていただいたわけでございますが、いずれにいたしましても、この茂原市役所内で行うという相談につきまして、その相談内容がやはり非常に複雑であるということもありますので、いろいろな関係機関、入っていただきまして、調整が必要ではないかというふうに考えるところでございます。

したがって、広域的なものが、そういったご意見が多く出てくればまた話は進んでま

いるかと思えますけれども、現時点で町民の方からの対応につきましては、先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、コミュニケーション事業を使って、手話相談していただくとか、場合によっては、軽微なものであれば、筆談にて行っていきたいというふうに考えるところがございますので、この相談日の開設につきましては、承って、課題として捉えておきたいと思えますので、どうぞご理解をいただきたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひ、長柄町でも、27名いらっしゃるということで伺っております。

その中で、窓口で今までも支援として職員の方が、一生懸命筆談だとかホワイトボードを使ってということで、今までもやってこられたと思えますけれども、ぜひその方たちに対して、どういう要望があるのかということ、できればこれからも、ぜひ聞いていただきながら、前向きに、ちょっと検討をしていただければなというふうに思っております。

次に、手話の言語条例の制定についてということで、先ほど質問をさせていただきました。

その中で、町の役割に、千葉県と今現在、県内では、習志野市1市のみが、この市町村の条例をつくられているわけなんですけれども、長柄町でも、ぜひ作成、制定をしていただきたいというふうに思っております。

これはなぜということで、もう一度なんですけれども、町民一人一人が、手話等の言語であることを理解し、手話を必要とする方が安心して日常生活を送ることができる環境を整えることでもって、障害のある人もない人も、共に育ち、共に働き、共に暮らすことのできる地域社会の実現を目指すためにも条例が必要であると考えます。

千葉県でも習志野市のみなんですけれども、だからこそまた長柄町では、障害のある人もない人もきずなを深め、互いに心を通わせ、共に暮らしやすい町づくりとして、ぜひ手話言語条例の制定をもう一度提案いたしますが、町長の考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 習志野市に勤めておりましたから、そのことについては、関係の人から聞いております。

ただ、54市町村、千葉県内ありますけれども、ただ習志野市1市だけが、その条例をつくられている。ではほかの53市町村は怠けているのかと。そうではなくて、例えば障害者に対して優しさがいいのかと。これもまた当たらないと思えます。何でそこにつくらないのかなという、何かやはり原因があるんだろうと思えます。

いいとか悪いとかは別として、何か条例が、各市町で制定できないと。その辺のところを

やはり探りながら、何らかの形で研究して参りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） よろしく願いいたします。

千葉県では、障害等により、支援や配慮を必要としていることが外見からわからない方が周囲の方に、支援等を必要としていることを知らせるためのヘルプカードというのがあります。及び普及・啓発用のチラシも作成し、各市町村、県、健康福祉センターの窓口の対象の方にも、配布をされております。長柄町でも、昨日見ましたら、ヘルプカードは置いていなかったです。前回はありましたけれども、昨日見たときにはありませんでした。

ヘルプカードは、災害時や緊急時に、周囲の方に提示することで、障害のある人が支援を受けやすいようにするカードです。聴覚障害は、今、長柄町は86人、4月現在で。視覚障害は19人、内部障害は88人など、外見からは支援が必要であることがわからない障害がある人や、意思表示が難しい人のために、災害時要援護者用のバンダナを提案したいと思います。これは、以前にも提案をさせていただきました。

災害時に支援を必要とする障害のある人が、このバンダナを身につけることにより、周囲の方に支援が必要であることを伝えることができます。バンダナの四隅には、耳が聞こえません、目が不自由です、身体、体が不自由です、避難に支援が必要ですと印刷をされております。障害の内容により、使い分けることができるようになっております。

また、目が不自由ですと印刷されている箇所には、タグをつけ、目が不自由な方でも触って位置がわかるようになっています。

また、ほかには、災害用のベストなどもあります。視覚や聴覚に重度の障害がある人の専用ベストというのがあるんですけども、視認性の高い黄色の蛍光色で、背中と胸部には、聞こえません、目が不自由などと表示され、背中にはヘルプマークがついています。夜間に備え、各表示には、反射ワッペンを使用している。災害に備えて安全・安心の体制を提案いたしますが、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご提案の各種アイテムにつきましては、その効果を発揮する場面があるかとは存じます。

障害のある方は、1人での避難行動が困難である方が多いかと思われまます。

現在、町では、高齢者をはじめ、災害弱者と言われる方々に災害時要援護者登録を推進し

てございます。障害をお持ちの方につかれましても、積極的にこの制度を活用していただけるよう啓発して参りたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひ、窓口で、そのもしあれでしたら、これができないということでしたら、窓口で呼びかけをしていただきながら前向きに伝えていただきたいというふうに思っております。またお世話になりますが、よろしく願いいたします。

また、今回の長柄町の第5期障害福祉計画が作成されました。私も、ずっと探しておりましたら昨日頂きました。ぜひ、ホームページに掲載していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

大変遅くなりまして恐縮でございます。ホームページに掲載につきましては、全部掲載できるか、抜粋して掲載するか、またその辺を検討しまして、できる限り掲載できるよう努力したいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） よろしく願いいたします。

千葉県が策定しました障害のある人に対する情報保障のためのガイドラインというのがあります。障害のある人の、きちんと情報を伝えるための、早わかりハンドブックというのがありますが、本町独自のハンドブックの作成を提案したいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご提案のハンドブックでございますけれども、当面は県のハンドブックを活用しつつ、そのニーズの把握に努めたいと思っておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひ、また県と、また各市とは違う状況だと思います。ですので、県のハンドブックを活用というか参考にしながら、町独自のものを作っていただきたいと思っております。

あとは、見守り安心電話事業の提案をしたいと思っております。

本町では、ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報システム付きの電話を設置しております。これは、自分、要望、要は任意ではなくて、要望がある方は、緊急時の対応や安否の

確認等を図り、安全な日常生活の確保を支援していますが、聴覚障害者の方たちにも、このままでは使えないと思いますけれども、そのような緊急通報システムのようなものを、設置してあげてを提案したいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ご質問にお答えいたします。

緊急通報システムの活用は、ひとり暮らしの高齢者などに対し、緊急時に有効な手段となっております。

しかしながら、システムの運用では、折り返しの電話により、その安否を確認するため、聴覚や言語に障害のある方にはご利用できないものとなっております。

また、最近では、携帯電話の普及も多く、普及によりまして、多くの方が所有してございます。

先ほど町長の答弁の中にもございましたが、メール登録やファックスをご利用いただくことによりまして、いただくことをお願いしたいと思うところでございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） では最後に生涯学習課に、ちょっとお伺いしたいと思うんですが、手話の学習経験のない方を対象に、手話教室の開催の提案をしたいと思いますが、生涯学習課長、どのように考えているかをお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 生涯学習課長、松本昌久君。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） うちのほうで、ちょっと講師とか、そういったものを探するのは、ちょっとこれからいろいろ調べてみないとわかりませんので、そういった要望が多くあるようでしたら、前向きには検討したいとは思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 最後に、本町は、障害者が地域の中で安心して生活できるよう、地域ネットワークの構築と併せ、よりきめの細かい支援体制づくりを進め、心の触れ合う福祉社会の実現に努め、優しい町づくりを推進しますとありますので、ぜひ具体的に形にしてもらいたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で、終わりたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 以上で、本吉敏子君の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は午後3時20分といたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時20分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議長より報告いたします。

鶴岡議員体調不良のため退席しましたので、ご報告させていただきます。

---

◇ 山 根 義 弘 君

○議長（月岡清孝君） それでは続きまして一般質問を続けます。

次に、6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6番、山根でございます。よろしくお願い申し上げます。

先般、某理工系の大学のほうから、町の、これは国府里地区に、学生の教材として古民家をお借りしたいということで、築83年たちます古民家、これを再生する、あるいは耐震化とか、いろいろそれを工夫して教材にしたいというようなことでありました。

学生さんは、概ね15名ぐらいだろうというようなことで、これから1年、たった1年ということではなくして、3年生あるいは4年生が中心に、これから数年かけて教材として、それを利用していきたいというようなことでございました。

これが、内装も含めて、少しずつバトンタッチをしながら、教材としてつくっていくということなんですが、これができ上がっていけば、いわゆる農家民泊、以前私が一般質問させていただきましてけれども、その農家民泊の可能性も出てくるだろうし、非常にロケーションがいいものですから、カフェも開くこともできるのかなというふうに思っていますし、あわよくば、そこに来てくれた学生さんが長柄町に住みたいなというような話になれば、もっと良いなというようなことで、ぜひ私も長柄町のほうを、その際宣伝したいなというふうに考えているところでございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、3項目ほど質問をさせていただきます。

まず1項目めでございますけれども、生活困窮者の対応についてでございます。

先般、日ごろボランティア活動を熱心に取り組んでおられる住民の方からですが、町内に

は生活保護に至らないにしても、母子家庭あるいは介護離職者等のさまざまな要因から、生活に困窮している人がおられるが、町ではどのように考えているのかというふうに聞かれました。

戦後の日本では、日本国憲法第25条ですが、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという理念に基づき、昭和25年に全面改正されました生活保護法が、国民のセーフティーネットとしての役割を果たしてきました。

しかし、減少を続けてきました受給者数が、平成7年ごろから増加に転じまして、経済のグローバル化に伴う非正規雇用の増加が、その一因であるというふうに言われております。

さらに、リーマンショックや東日本大震災を契機に、生活保護受給者数は急増しまして、また従来は高齢者、障害者、傷病者、母子家庭が、生活保護の主な対象であったんですけども、稼働年齢層の受給者も増加していったということがございます。

それらは、国家財政を圧迫する事態となり、生活保護の不正受給や稼働年齢層で働く能力がありながら受給を続けていく者に対して、厳しい対応が迫られまして、平成27年には、生活保護法の改正に合わせて、生活困窮者が生活保護に至らないよう、また生活保護から脱却する段階において、自立支援強化のため、生活困窮者自立支援法が制定されたという経緯がございます。

本制度は、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業、その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施するものがございます。

平成27年4月から、本事業の制度が施行され、既に3年が経過いたしました。町内における生活困窮者自立支援の実態について、3点ほど伺いたいと思います。

1点目ですが、現時点での認定者数と町独自の支援内容について。

2点目は、生活困窮者の情報収集について、どのようにしているのか。

3点目は、生活困窮者自立支援事業の周知について、どのように配慮しているのかお聞きいたします。

次に、2項目めでございます。健康ポイント事業制度についてでございます。

未知数な事業を展開しようとする上で、試行の結果を反映しつつ、事業より確実な運営形態へと構築していこうとすることは、よくあることでございます。健康ポイント事業制度も、そのような形態を辿ろうとしたことは理解するところであります。

しかしながら、昨年度を試行期間としたにもかかわらず、本年度においては、年度当初か

ら事業展開がなされていないことから、基本的な制度設計の不備があったのではないかと  
いうふうに推測するものでございます。

そこで、2点ほどお聞きいたします。

1点目は、本事業の基本方針と制度設計の経過措置について伺います。

2点目につきましては、本事業において、個人の趣味趣向に傾倒した活動をボランティア  
活動としてひとくくりにするのはなじまないのではないのかというふうに考えますがいかが  
かお聞きするものでございます。

3項目めでございます。町行政改革推進プランについてお尋ねいたします。

行政改革は、住民満足度の向上を最上位の目的として、住民ニーズに的確に応え、真に必  
要なサービスを、最小の経費で最大の効果を上げるよう提供するために、現行の施策、組織、  
機構、制度、運営方法等、行政の全般にわたって改革することであります。

しかしながら、町第5次行政改革推進プランは、実質的に形骸化しており、各年度の実績  
を見ても、目標数値の設定がされておらず、実績を公表さえすれば、それでよしとする感が  
ありまして、本来の目的から逸脱しているのではないかとというふうに考えます。

また、行政改革推進プランの役割は、既に終えたのではないかとというふうにも思われます  
ことから、本プランを廃止し新たな方策を模索すべきではないかと考えますがいかがか伺う  
ものでございます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員のご質問にお答えします。

1項目めの生活困窮者自立支援についてお答えします。

1点目の現時点での認定者数と町独自の支援についてでございますが、現在、自立支援法  
による各種事業の支援を受けている方はおりません。また、町独自の支援についてはござい  
ません。

2点目の生活困窮者の情報収集についてでございますが、本人の申し出が主となっております  
が、民生委員からの情報や場合によってはご近所の方からの相談など、ケースはさまざま  
まであります。

3点目の生活困窮者自立支援事業の周知についてでございますが、十分な周知が図れてい  
ないのが現状であります。今後は、リーフレットの活用や広報ながらへの掲載などに努めて

まいりたいと考えております。

2項目めの健康ポイント事業制度についてお答えします。

1点目の事業の基本方針と制度設計の経過措置についてでございますが、事業の基本方針といたしましては、長柄町版生涯活躍のまち構想に基づき、自身の活動量はもとより、各種教室などに参加することにより、その活動状況をポイント化し見える化を図ることで、フィジカルはもとより頭を使うこと、人の役に立つこと、やりがいや生きがいなど町民の活動に対し広角的にアプローチし、結果として健康増進と介護予防に寄与し、安心して暮らしながら健康寿命の延伸できるものと期待するものであります。

昨年度は、試行期間として、千葉大学予防医学センターと連携し、N T Tが活動量計を用いたシステムにより、介護予防推進員やサポーター、健康教室参加者の合計104名をモニターとして、4カ月間実施したところであります。

本年度は、平成29年度の104名に加え、40歳以上のウォーキング中心の方を200名、65歳以上の介護予防教室参加者を150名加え、8月1日から2月28日までの7カ月間を実施いたします。

また、ご指摘の試行期間を設けたにもかかわらず、本年度は年度当初から事業展開がなされていないことについてでございますが、機器の整備に時間を要したことや健康教室参加者に対し、健康機器の操作についてレクチャーをする期間を設けたためであります。何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の個人の趣味趣向に傾倒した活動をボランティア活動として一くくりにするのはなじまないのではないかとのご質問でございますが、趣味趣向に傾倒した活動とは、公民館で行われております各種教室のことと存じますが、本事業では、これらの活動を通じ、人とのつながりややりがいや生きがいを見出すことで、社会参加を活発化させ、結果的にはフィジカルとメンタルの両面の健康増進を図るものとしたものであります。

一方、ボランティア活動に特化したポイント付与について、いまだ十分な検討ができていないところでありますので、ボランティアポイント制度について、さらに研究してまいりたいと存じます。

3項目めの町行政改革推進プランについてお答えいたします。

本町におきましては、現在、平成28年度から32年度までを計画期間とする第5次長柄町行政改革大綱により、7つの重点項目を定め、さらに重点項目に基づき33項目の行政改革推進プログラムを策定し、改革に取り組んでいるところであります。

本計画につきましては、国の経済財政運営と改革の基本方針2015を受け、少子高齢化等を背景とした財政需要の変化にも対応できるように策定したところであります。

具体的には、クラウド化の推進など、ICTの活用による業務の効率化や民間委託の活用による業務改革などであります。

ご指摘の点につきましては、住民ニーズ及び行政課題に即した形で取り組みを進めるとともに、不断の見直しを行うことで効果を上げていきたいと存じますので、ぜひともご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、山根議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） それでは、自席から、2回目以降の質問をさせていただきます。

1項目めの生活困窮者の対応についてでございますけれども、現在は自立支援各種事業を受けている人はいないとのことでございますけれども、町内の生活保護世帯数は95世帯、人数は115人。うち、ベルディととんぼハウスを除きますと54世帯、74名に上るというふうに聞いておりますことから、生活保護予備群は潜在的に十分あり得るというふうに考えます。

そこで、過去3年間でも、全くなかったのか、またその相談もなかったのかをお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ご質問にお答えいたします。

過去3年間に給付を伴う事業につきましては、実績はございませんでした。

また、相談件数でございますが、平成27年度が5件、平成28年度が5件、平成29年度が10件でございました。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 長柄町の社会福祉協議会の方のホームページの方を閲覧しますと、こんなふう書いてあるんですが、町社会福祉協議会に寄せられた相談も必要に応じて、中核地域生活支援センター、長生ひなたと連携しますので、ひとりで抱え込まずに、まずはご相談くださいとありますが、今後、生活困窮者の申し出があった場合において、認定基準については、誰がどのような基準に基づいて認定するのかをお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町の場合、福祉事務所を設置してございませんので、実施主体は千葉県の長生健康福祉センターとなります。

千葉県では、中核地域生活支援センター長生ひなたに委託し、自立相談支援事業の機能を担っていただいております。

自立相談支援事業を通じまして、困窮の緊急性や、その支援の内容によりプランを作成いたしまして、各種事業の分野別に認定し、法に基づく基準により支援を行うこととなっております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 先ほどのご答弁の中で、町独自の支援はない等のことでございますけれども、今後も町では支援をする考えがないということなのかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ご質問にお答えいたします。

具体的な支援につきましては、実施主体である千葉県をはじめ支援のメニューに応じまして関係機関が行うこととなります。

町は、住民に身近な行政機関でありまして、一時的な窓口として生活困窮に関する支援機能を担っておることから、相談窓口としての機能の充実と長生健康福祉センターや長生ひなたと、より一層の連携を図って参りたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） この制度は、始まったばかりといえば始まったばかり、3年という形の中で、相談事業以外のものはいまだないというようなことではありますけれども、今後県のほうでは対応できない細かな、そういう支援というものは、必要になってくる可能性は十分あると思います。

その中で、アンテナを高くして、いろいろな情報をキャッチしながら、その辺の検討をひとつお願いしたいなというふうに考えます。これについては答弁は結構でございます。

次に、2項目めの健康ポイント事業制度についてなんですが、先ほどのご答弁の中で、昨年度は104人のモニターと4カ月間の試行期間を設けて実施したとのことでございますけれども、平成30年度事業計画作成と予算編成は、おおむね遅くとも昨年の12月に作成していなければならないというふうに思いますけれども、その時点で試行の検証はいまだ出ていない

はずでございます。言いかえれば、試行期間真ただ中という形の中であったと思います。

また、先ほどのご答弁で、本年度については、8月から実施するとのことで、年度当初から実施できない理由については、機器の整備に時間を要したこと、あるいは機器の操作期間を要するためとのことですが、これはまさに試行の結果として出てくる課題でありまして、前年度事業計画及び予算編成前に整理しておくべきことでもあります。

2回目の、失礼しました。先ほど本吉議員の2回目の質問の回答で、31年度、来年度は、4月から実施しますよというようなことでございますけれども、この試行期間が結果的に2カ年もかけてしまうというようなことでございます。通常ですと、大体1年。ですから、試行期間を、その年については、なるべく早い月に実施をして、そしてその検証をして、次年度の予算編成に、あるいは事業計画に反映するというのが通常だろうというふうに思うわけです。

そのように考えますと、制度設計以前の問題であって、職務怠慢と言われても弁解の余地がないのではないかというふうに思います。なぜこのような事態を予測できなかったのでしょうか。これは、危機管理の欠如ではないかというふうに危惧し警鐘するものですが、いかにお考えかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ご質問にお答えいたします。

過去の議会におきましても、たびたび、平成29年度を試行期間とし、平成30年度から本格導入としておりました。

きっかけとしては、総務省の補助事業であるAMED事業などがあったわけでございますが、まさしく第一歩を踏み出したにすぎず、平成30年度も事業を展開しつつ修正を加える必要があるかもしれません。場合によっては、3年後、5年後に課題が見つかるかもしれません。

本格導入としつつ、今後も事業の検証を行いながら、制度の熟成を図りたいと存じますので、ご理解を賜りようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 先ほどのご答弁の中で、ボランティア活動ポイントについては、いまだ十分な検討ができていないというようなことでございますけれども、町の基本構想や基本計画においては、町民との協働参画社会の構築を目指すとする重要な方針が示されています。住民のボランティア活動の中に、協働参画社会に向けてのポテンシャルがあるというふうに

考えるなら、ボランティア活動ポイントをきっかけに、ボランティア養成を図るべく同時進行していくべきではないのかというふうに考えますがいかがかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の健康ポイント事業においても、介護予防教室に係る介護予防推進員さんやサポーターさんのように、その活動を社会活動の一環として取り込んだものでありますが、現時点ではその他の活動はどうなのか、また逆に健康ポイント事業として適当なのかといった検証は済んでおりません。

先ほども申し上げましたが、本事業につきましては第一歩を踏み出したにすぎず、健康ポイント事業としての熟成を図りたいと存じます。

なお、ボランティアポイントについては、以前から一定の制度化が進んでおりますが、そのほかのボランティア活動におけるポイント制度につきましては、一朝一夕にはいかないものと認識しており、今後の課題としてまいりたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 昨年度に健康ポイント事業を試行するというふうにお聞きしまして、当時の担当課長には、健康ポイントにとどまらず、ボランティア活動ポイントを含めて、庁内全ての担当部署において、ポイント制度のカスタマイズができるような仕組みを想定しておくべきであり、そもそもこれについては企画政策部門との連携が必要ではないかというふうに指摘してまいりました。その理由というのは、町民と行政との協働参画社会の構築を目指すということにあるわけでございます。

3項目めの質問であります町行政改革推進プランについてもかかわることでございますけれども、当該プランの行政改革推進プログラムにおけるチェックシートに、行革の内容として、さまざまな課題に対し町民、自治会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、役場などのさまざまな主体が、公共の利益に資する同一の目的を持って取り組む活動、いわゆる地域協働の推進が重要な位置づけとなっている云々というふうに記載されています。

これを見ても、町は、地域協働の推進は重要な仕事と位置づけているわけでございます。しかしながら、そうたやすくいくものではないということは、誰もがわかっていることでもあります。

これは、先ほど、やはり本吉議員からの質問の中に、観光基盤整備についてという質問の答弁の中で、ボランティアの難しさを当局としては訴えておりました。そのとおりだと思

ます。

住民との協働参画社会をつくろうとすれば、まず人材グループの育成と言われますけれども、それ以前に町民の意識養成という、途方もない分厚い壁を乗り越える至難の業が立ち塞がっています。私は、このポイント制度が、この壁を乗り越えるためのツールとして機能する可能性は極めて高いというふうに期待するものであります。

ゆえに、企画財政部門が中心となって、各部署の担当業務において、各種ポイント制度の可能性について検討していくべきであるというふうに考えるものですが、いかにかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

議員の言われる町民の意識の養成という分厚い壁というお話がございましたけれども、長年住み慣れた環境の中に身を置きながら、自らの意識を変えていくということは、おっしゃるとおり、とても大変なことだというふうに思っておりますし、また意識が変わるまでには、比較的長い時間を要するものではないかというふうに考えるところでございます。

地域協働とはと検索をいたしますと、まずできることから始めよう、私たちが動き出そうというフレーズが出てまいりました。まさに、そのような、一人一人の意識の醸成が肝になるものだとも私たちも認識をしているところでございますが、そういう中で、ポイント制度というものがきっかけとなり、また一つの動機付けとなることは大いに期待できるところでございまして、全く同感でございます。

ただ1点、地域協働につきましては、概ねそのような考え方でいいかと思っておりますけれども、ボランティアまたはボランティア活動につきましては、ポイント化が好ましいものとそうでないものなど、まさに可能性も含めまして、その仕分けが容易ではないと思うところでございます。

難しいところであると認識しておりますが、全庁的に、企画、総合調整をいたしまして、事業の深化、深みを図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほど賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） このボランティアという定義、そういう定義のところから始めていくと、非常に難しい話になっていくと思います。それこそエリアの中で、ぜひ庁内の中でご検

討、ひとつお願いをしたいというふうを考えるわけでございます。

続きまして、3項目めの町行政改革推進プランについてでございます。

1回目の質問で、行政改革推進プランは、実質的に形骸しており、行政改革推進プランの役割は既に終えたのではないかというふうに申し上げました。

そもそも、行政改革大綱は、国からの押しつけで始まったことでありまして、地方分権を叫ぶ昨今においては、いつまで行政改革集中改革プランを続けていくつもりなのか、疑問視せざるを得ないのではないかというふうに考えております。

長柄町の第5次行政改革大綱の基本方針は、5カ年の数値目標を具体的に住民にわかりやすい指標として、集中改革プランを用いて公表するとしていますが、いつ、何を、どのようにするのかの目標と、その結果が示されておらず、やみくもに課題を先送りする傾向が顕著になっております。

平成28年度と29年度の行革プログラム一覧を比較しても、33項目における行革内容項目に、余り変化はございません。また、今後の推進方法についても、前年を踏襲したものがほとんどであり、積極的な行革とは言いがたいのではなかろうかというふうに感じておりますが、いかがかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えいたします。

本町の行政改革推進プランにつきましては、山根さんがお話あったとおり、国の方針によりまして、全国、全市町村、平成17年から21年まで5年間、集中改革プランを作成せよというところで始まりました。

本町におきましては、1年遅れまして18年度から21年度までの、期間としては17年からの5年間ですけれども、このときは全職員、それこそ保育士さんから何から皆、全員の参加で行革を推進したところでございます。当時は、集中改革プラン、82項目ありまして、数値的な成果も、4年間で、多くの大変なものがあったところでございます。

そして、21年までの期間が終わりまして、続く22年度から26年度までの5年間につきましては、いまだ完了していない事業があるということで、2回目の集中改革プランを作成し改定に当たったところでございます。

現在のプランにつきましては、平成26年に終わった前回の計画について、一旦はここで目的を果たしたのではないかという議論もありまして、平成27年度は1年、検討期間を設けました。

ですが、先ほど町長の答弁でも申し上げましたけれども、時代の変化によりまして、自治体クラウドの推進、あるいはICTの活用や民間委託の推進、時代に沿った、そういった新たな課題も出てきました。

また、本町におきましては、当初、機構改革で大課制を導入しましたが、そういったものを一部修正するというので、良いところを残して新たな組織をつくろうということで、現在の課制になっています。

そういったこと、あるいは時代の中で、人事評価システムの構築、あるいは細かいところで言いますと新電力の導入、そういった項目もありまして、平成28年度から平成32年度までを計画期間とした行政改革大綱に基づきまして、33項目のプランを作成したところでございます。

山根さん、山根議員のご指摘のとおり、前回計画を踏襲したものも含まれております。このプランのあり方につきましては、この32年の計画終了を待って、さらに検討を加えたいと思いますけれども、この時代に合った形の中の行政改革というものは、行政に携わる者として永遠のテーマというふうに考えておりますので、このプランについて新しい切り口、形というものは、この計画期間を進める中で考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 今までの経過というのも含めてお聞きしたんですけれども、例えばその5カ年計画という形の中でスタートしてしまいますと、今、第5次が、平成28年から32年。そうしますと、これ捉え方一つだと思んですが、このポイント制度、一つとっても、私にすれば、これは非常な、大きな町を動かすツールなるよというふうに考えるわけです。もしくは、そういうふうに考えた場合に、この5カ年計画の中の33項目に入ってこないわけでしょう。入っていないわけです。

そうやって、これは形骸化ではないですけども、硬直化しちゃっているということもあるわけですね。ですから、そういう弊害もあるよというようなことも踏まえて、私はこれを廃止したらみたいな、そういう話をさせていただいたというのも一つあるということをご理解いただきたいと思います。

最後に、現時点で、長生郡市内の全ての市町村が、この行政改革プランをいまだに策定しているのか否か、お聞きして私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

管内の状況の前に、先ほどの健康ポイントのお話ございましたけれども、ご指摘の部分もあると思います。

町といたしますと、行革の中では、地域協働の推進の中で、地域包括ケアシステムの構築、あるいは健康づくり活動の推進、こういったものの具現化した形の一つというような捉え方で、行革については考えているところでございますのでご理解賜りたいと存じます。

管内の状況ですけれども、本町は、先ほど申し上げましたが、平成27年度1年、検討期間をあけましたので32年度までですけれども、現在でも集中改革プラン続けている市町村は、管内では茂原市、長生村、長南町、この1市1町1村は、平成27から31年までの計画期間で現在も行革プランを進めております。

白子町、睦沢町につきましては、平成17から21年まで国から指示された期間を、もう1期延ばして、平成22から26年までの期間で行革プランは終了しております。

一宮町については、17年から21年の1期で終了しているところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 以上で、山根義弘君の質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす15日は午後1時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時59分

## 平成30年長柄町議会第2回定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成30年6月15日(金曜日)午後1時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 報告第 1号 平成29年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 4 議案第 1号 長柄町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 長柄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 長柄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4号 長柄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 議案第 9号 平成30年度長柄町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第 2号 長柄町農業委員会委員の任命に係る認定農業者過半数要件の例外適用の同意について
- 日程第14 同意第 3号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 同意第 4号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 5号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 6号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 7号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 8号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 9号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第15 長柄町議会基本条例策定特別委員会委員の選任

日程第16 発議案第1号 一般県道日吉誉田停車場線及び県道茂原・白子バイパス整備促進  
に関する意見書

日程第17 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する  
請願書

請願第2号 「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意  
見書」採択に関する請願書

追加日程第1 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

発議案第3号 国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意  
見書

#### 出席議員（12名）

1番 川 嶋 朗 敬 君	2番 鶴 岡 喜 豊 君
3番 池 沢 俊 雄 君	4番 三 枝 新 一 君
5番 本 吉 敏 子 君	6番 山 根 義 弘 君
7番 古 坂 勇 人 君	8番 関 民之輔 君
9番 大 岩 芳 治 君	10番 神 崎 好 功 君
11番 星 野 一 成 君	12番 月 岡 清 孝 君

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 清 田 勝 利 君	総務課長 蒔 田 功 君
企画財政課長 白 井 浩 君	税務住民課長 大 塚 真由美 君

健康福祉課長	若 菜 聖 史 君	建設環境課長	内 藤 文 雄 君
産業振興課長	石 井 正 信 君	会計管理者	石 井 和 子 君
こども園長	安 田 昭 子 君	教 育 長	佐 川 和 弘 君
学校教育課長 兼給食センター長	豊 田 武 文 君	生涯学習課長 兼公民館長	松 本 昌 久 君
選挙管理委員会 書記 会長	蒔 田 功 君	農業委員会 事務局 会長	石 井 正 信 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森 田 孝 一	議 会 書 記	長 畠 保 憲
--------	---------	---------	---------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

また、傍聴の皆様方にはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎報告第1号の上程、説明

○議長（月岡清孝君） 日程第2、報告第1号 平成29年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 報告第1号 平成29年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定により、本年3月2日の議会定例会におきまして、繰越明許費の議決をいただいた公用車管理事業ほか5件について、同法施行令第146条第2項の

規定により、繰越計算書を調製し、これを報告するものであります。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 報告第1号 平成29年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について、補足説明を申し上げます。

報告第1号の繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

まず、2款1項総務管理費、公用車管理事業710万円、こども園送迎バスに関しまして、車両の調達及び改修のための適切な期間を要するため繰り越しとなりました。

次に、個人番号カード関連事務委任等に係る交付金業務71万5,000円、国の事業進捗が遅れているため、国及び県の通達により繰り越しが必要となりました。

続きまして、7款1項土木管理費、地籍調査業務9,407万6,000円、29年度の事業追加を要望し了承されたことで、30年度事業を前倒しして実施することが可能となったことから、追加事業分の予算について繰り越すこととなりました。

続きまして、7款2項道路橋梁費、町道3033号線道路改良事業3,829万6,000円は、電柱移転に不測の日数が生じたため繰り越しとなりました。

（仮）茂原・長柄S I C設置事業1,884万3,000円は、事業の進捗状況により共同事業者であります茂原市が未完了分について繰り越しとしたため、本町においても繰り越すこととなりました。

最後に、7款3項河川費、河川改良事業594万1,000円は、刑部バイパス事業による護岸計画の再検討が県において発生したことを受け、町施行部分に関しても再検討を要することから繰り越しとなりました。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 以上で報告を終わります。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第3、承認第1号 専決処分承認を求めることについて（長柄

町税条例等の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長(清田勝利君) 承認第1号 長柄町税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めることについてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日に公布されたことを受け、長柄町税条例についても一部を改正する条例を制定し、同日付で専決処分をしたものであります。

主な改正点は、個人住民税の基礎控除等の見直し、たばこ税に係る製造たばこ区分の新設、及び税率の引き上げ、土地に係る固定資産税の特別措置の延長等になります。

なお、詳細につきましては、税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(月岡清孝君) 補足説明を求めます。

大塚税務住民課長。

○税務住民課長(大塚真由美君) 長柄町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足説明させていただきます。

附属資料1の新旧対照表に基づき、主な改正点についてご説明いたします。

附属資料1、1ページ目、第1条による改正は、昭和30年に施行されております長柄町税条例を一部改正するものでございます。

中段の第23条は、法律改正に合わせての改正ですが、第3項は人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないこととする規定を追加したものでございます。

次に、2ページ目です。

第24条第1項第2号につきましては、個人町民税の非課税範囲について、障害者、未成年者、寡婦・寡夫に対する所得要件を125万円から135万円に引き上げるものでございます。

次の第2項は、均等割非課税限度額に10万円を加算する規定でございます。

次に、3ページの第34条の2でございますが、これは基礎控除額に所得要件を創設するものでございます。基礎控除を受けることができる者は、前年の合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者とするものでございます。

第34条の6につきましても、前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合に、調整控除が適用できることとする改正でございます。

4ページの第36条の2につきましては、年金所得者に係る配偶者特別控除の申請要件の見直しのほか、省令改正に伴う規定の整備でございます。

次に、9ページです。

第48条第2項及び第3項につきましては、外国子会社合算税制等の見直しに伴う税額控除の創設についての規定でございます。

また、11ページから12ページにかけては、第10項から第12項につきましては、資本金が1億円を超える法人の法人住民税に係る電子申告の義務化について規定するものでございます。

第52条は、法人町民税を申告した後に減額更正がされ、その後、さらに増額更正があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付されていた部分を延滞金の計算期間から控除して計算することについての規定でございます。

次に、16ページです。

第92条では、製造たばこの区分を新たに創設し、加熱式たばこの区分を設ける規定でございます。

第93条の2では、加熱式たばこを製造たばことみなす規定でございます。

17ページ、第94条につきましては、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数へ換算する方法についてで、重量と価格をそれぞれ紙巻きたばこに換算する方法の規定を整備し、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するものでございます。段階的な移行につきましては、36ページから始まります第2条による改正から第5条による改正の第94条に規定してございます。

21ページに戻りまして、第95条でございます。こちらは、たばこの税率を引き上げる規定でございまして、3段階で引き上げられるものでございます。本条では、平成30年10月1日から1,000本につき5,692円とし、39ページの第3条による改正におきまして、平成32年10月1日から1,000本につき6,122円とし、41ページの第4条による改正では、平成33年10月1日から1,000本につき6,552円とするものでございます。

24ページに戻ります。

附則第10条の2につきましては、償却資産に係る固定資産税の特例割合の規定の整備でございます。

第3項から第12項までは、太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備に係る特定再生可能エネルギー発電設備の出力規模により、課税標準に特例を設けまして、対象資産の取得適用期限を平成32年3月31日までとするものでございます。

第14項につきましては、生産性向上特別措置法の施行の日から、中小企業等が認定先端施設整備等導入計画に従い取得した機械設備等については、固定資産税の課税標準を3年間ゼロとする規定を追加したものでございます。

30ページの附則第11条から34ページの附則第13条までにつきましては、平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税の特例期限を平成32年度まで延長する規定でございます。

36ページの第2条による改正から第5条による改正につきましては、第1条の説明の中で申し上げましたので、45ページからの第6条による改正についてご説明申し上げます。

平成27年度に施行されました長柄町税条例等の一部を改正する条例の附則第5条第2項第3号でございます。旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置につきまして、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 94条のたばこ税にかかわる件なんですけど、たばこ税率の引き上げが5カ年にわたってなされるというような形の中で、平成28年度決算の町のたばこ税が約4,680万円です。これをベースにして、同じ量のたばこが消費されるとして、今後の各年度における引き上げによる増収、それをもしくは計算されているようであれば教えていただきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 28年度の税収を基準にということなのですが、今回の場合により税収が上がるかということ、このままの量でいきますと1本当たりにつき1円上がると

いうことになっていきますので、税額としてがちょっと出していなくて申しわけないのですが、ただこの引き上げにより禁煙をする方も増えますので、こちらとしては、税収はそのまま移行するのか若干落ち込むのではないかと見通しとなっております。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） わかりました。今、税率、トータルでないという形の中であったんですけども、1本につき1円上がるというのは、これは5年後ということでもよろしいのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 3円上がるんですが、その間、段階の中で町として1円、県として1円、国として1円ということで、段階的に1本当たり3円が上がるということになっております。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

ほか、ございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第4、議案第1号 長柄町ふるさと応援基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町ふるさと応援基金条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、本町の第4次総合計画の基本理念であります「水が輝き 緑が輝き そして笑顔輝く ヒューマンリゾートながら」の実現に向けた施策に、ふるさと納税寄附金を充てることを目的とした基金を設置しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては企画財政課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議案第1号 長柄町ふるさと応援基金条例の制定について、補足説明を申し上げます。

ふるさと納税は、地方間格差や過疎などにより税収の減少に悩む自治体に対しまして、格差是正を推進するため、2008年に創設された制度でございます。

本町のふるさと納税の取り組みに関しましては、平成28年度からふるさと納税ポータルサイトを活用して以来、寄附額が大幅に伸びております。また、返礼品につきましても、従来の物を送付して終わりではなく、本町に実際に足を運んでいただく体験型の返礼品を重視した品揃えの充実を図っており、地域経済の活性化に向けた好循環を期待するものでございます。

なお、長柄町ふるさと応援基金条例第2条におきまして、基金として積み立てる額は、前条及び長柄町ふるさと応援基金条例施行規則第4条に規定する施策を推進する目的に沿って寄附された寄附金の額から必要な経費を差し引いた、一般会計歳入歳出予算で定める額の範囲といたします。

寄附金につきましては、あらかじめ十分な周知を行って募集し、用途につきましては地域の実情に応じ、創意工夫を図る旨の通知が総務大臣から再三発出されていることや、寄附者が用途を選択した寄附金がどのような事業に使われ、どのような事業の成果があったのかを明確にするといったことから本基金を設置するものでございます。

以上、長柄町ふるさと応援基金条例の補足説明でございました。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

ただいま、課長の説明の中で、今、長柄町の体験型で、ふるさと納税の基金が非常に多いというふうに聞いたんですけれども、その内容について教えていただけますか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） リソルなどでは、いつまでも健康でということで、中の施設を利用する券ですとか、そのようなものを用意してございます。あとゴルフの利用チケット、これが一番大きいですね。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） リソルを利用するとかゴルフ場を利用するとかというのは、体験は体験なんでしょうけれども、ちょっとニュアンスが違うんじゃないかというふうに思います。長柄町の独自のふるさと体験、例えば土日に野菜をつくるとかみんなで芋掘りをするとか、体験型というのはまさしくそういうものだとは思うんですけれども、ゴルフ場を利用するとかリソルを利用するというのは、若干違うような気はするんですけれども、ゴルフ場はともかく、リソルの利用者はどのぐらいいるのか。

それと、目的別のふるさと基金があると思うんですけれども、それと今回の応援基金条例と、これ一緒にするんでしょうか。同じ中に組み入れることでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 初めに、目的別のと一緒にするののかということ、一緒にございます。

それから、リソルの利用の数につきましては、ちょっと今、手元にございませぬ。申し訳ございません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 体験型リゾートの寄附金が非常に多いと言ったので、何か相当楽しみが出てくるかなと思ったら、案外リソルとゴルフ場でちょっとがっかりしたという気はするんですけれども、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） ほか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） すみません、この基金条例がまだちょっとわからないものですからお聞きしますけれども、これはふるさと納税基金で寄附していただいたものをこの応援基金条例で積み立てるということでよろしいのか。

それと2点目ですけれども、もしそうなった場合、例えば学校整備に使ってくださいという方が100万円、これ一つの例ですよ。それと、福祉にじゃ使ってくださいという方が100万円、わかりやすく言うと200万円あったとしますよね、1年間で。そうすると、この1年間で200万円が学校整備100万円、あと福祉関係で100万円という、この基金になると思うんですけれども、その基金の整備、1年間の整備をどうするのか。例えば年度年度で、30年度は30年度で、最終予算の途中で、この基金を崩して一般会計に入れて整備するのか。それとか何年もずっと積んでおいて、ある程度、額が例えば1,000万円になったら処分をするのかとか、処分する事業が出てきたらやるのか、その辺がちょっとまだ、この基金条例の内容がわからないものですから、もう少し具体的に説明をしていただければというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

基本的には単年で考えております。例えということ、今、100万円、100万円、200万円という話がありましたけれども、その例えのままいくとしますと、学校の方と福祉の方とに2分の1ずつということになりますので、ほぼ同額を事業に紐付けするということになるかと思っております。案分ですので以内ということ、厳密にそういう形になるかどうかはお約束できませんが、ほぼその案分比率に沿った形での各事業への紐付けを毎年度行うということになるかと思っております。

あと、事業の年度につきましては、例えば今年度でございますと、今年これから1年間、寄附をお受けいたします。3月31日で寄附を一旦締める形でいたしまして、出納閉鎖等までございますが、その年の入りと出が確定しますので、残った純寄附額が出てまいります。それを先ほど言いました案分を掛けてということになるんですが、実際に、それを事業に紐付けをしてやっていくのは、その年締めた後の9月の実施計画、それからその年の年度末の予算に乗せてということになりますので、現在の30年度で考えますと、今申し上げた31年3月31日締め、32年度予算にということになるかと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 了解いたしました。

○議長（月岡清孝君） ほか、ございますでしょうか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 1番、川嶋です。

日本のいいところの唯一の納税方法に納税者が選択できると、これが一番のメリットがあるのかなというように思っています。今回の見える化で非常に税金が、お金は色がついていませんから見えないんですけれども、町民にとっては非常に有効になると思います。

そこで、2017年からワンストップ特例制度ができて、当然、納税するに当たりましては最少2,000円の税の控除が受けられるということになっているんですが、この確定申告をしないで直接納税寄附、ふるさと納税を主として自動的にワンストップ納税制度を受けている方々はどのくらいおりますか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ちょっと今、手元にございませんで、後でお答えする形でよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。大元の基本となる税務住民課の方々おりますけれども、マイナンバーカード、これができて初めてこういう良い特例の制度があるわけです。ですから、何もしなくても寄附して、自動的に翌年度、税務署の方でワンストップサービス、税の控除が受けられる。こんな良い特典をぜひPRして、どんどん納税してもらえようサービスを続けていただきたいと思います。私からは要望ですから、後で勉強しておいてください。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） まず最初に、第2条の部分なんですけれども、前条で定める施策を推進する目的の沿って云々ということなんですけれども、前条と言っているのは第1条で、「水が輝き 緑が輝き そして笑顔輝く ヒューマンリゾート」ということで、いわゆる町のスローガンというふうに捉えているわけなんですけれども、それとこのスローガンということになれば、これ町で何かをしようとするもの全てみたいな、そういう捉え方、何でもありきみたいな形の中での部分だというふうに捉えられるんですけれども、及び規則で定める施策

と言っているんですが、規則はこの条例を制定してから規則を定める形になると思うんですが、事実上規則案が内々できていると思うんですが、その規則で定める施策というのはどういうものを指しているのかをまず最初、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

施策といたしましては、現在の6本の柱、基盤の整備、保健・福祉の整備、教育・文化の充実、生活環境の整備、産業の振興、そして地域・行財政の充実、この6本に加えまして、国際交流事業、外国語教育の充実を7番目に、そして町政全般を8番目にということで、8つの項目を考えてございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） わかりました。

あと、同じく2条の中で、2行目に必要な経費を差し引いたということなんですが、ここで言っている必要な経費というものはどの範囲のものなのかをちょっとお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 先ほどもちょっと触れたかと思いますが、寄附額、例えば1万円に対しまして3,000円相当の返礼品がございますが、ポータルサイトによりましては12%の手数料などもございますし、ヤフーなどの公金支払いの手数料などもございます。そのようなもろもろの手数料等を引いて、純粋な寄附として町のほうに残った額と、そういうような趣旨のものでございます。お願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 私もそういうことだろうと思ったんですが、ただこのふるさと納税を受けるに当たって、若干ながら人件費だっとかかっているわけですね。いわゆる外に出るものだけを必要な経費という捉え方をしているようですけれども、果たしてそれでいいのかなという気もします。その辺、ほかの市町村でどういう捉え方しているのか、ちょっと調べておいていただければなという気もします。

それと、ふるさと納税寄附金の取り扱い要綱、あるいはゴルフ場の利用券実施要綱がありますね。これらの要綱の内容は改定されていくのかどうかお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 現在のところ、要綱の改正等については考えておりません。

今後、実施までの間にもう少しございますので、危惧される点が発生した場合には、速やかに改正等を加えていくというふうに考えてございます。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） わかりました。

あと最後に、素直に考えれば違いただろうと思うんですが、寄附金の受け付けに関する規定というのがあります。これは昭和30年なんですね。ですから、そのときはふるさと納税なんて当然ないわけですけども、その寄附金受納に関する規定というのとこのふるさと納税の関連というのは、単純に考えれば、つくった背景からして関係ないと思うんですが、それはそれとして、ただ寄附金受納に関する規定というのがあるという、その1点だけを捉えた場合に、このふるさと納税との兼ね合いというのは関係するのかもしれないのかをちょっとお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 少々お待ちください。休憩をとります。調べ終わりましたら、また始めますので、休憩に入ります。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時47分

○議長（月岡清孝君） それでは、再開いたします。

それでは、答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 先ほどの寄附金受納に関する規定についてお答えいたします。

本規定につきましては、自治法に定める寄附金あるいは寄附金にかかわる議決事件、負担つき寄附のことについて定めた規定でございまして、ふるさと納税につきましては負担つき寄附ではございませんので、これに当たらないということでご理解賜ればと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） ほか、ございますでしょうか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） すみません、ちょっと先ほどの山根さんの質問の関連になっちゃうんですけども、この条文の第2条の中で、前条というのは私も理解できるんですけども、

この規則で定めるというのは、どの規則を指しているんですか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） この条例の施行を受けまして、今後施行する、実際に、手元に今、案がございますけれども、長柄町ふるさと応援基金条例施行規則になります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） じゃ、新しく規則ができるということで理解してよろしいですね。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） はい。そのとおりでございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） そうしますと、この条例の表現としては何々規則と書いて、以下規則とか、そういう表現をしておかないとおかしくなっちゃいませんか。この規則、特定のものの規則を表現しなくちゃいけませんので、単純にこの規則という表現だけですと町の例規集に載っている規則全部、この規則という捉え方もできちゃうと思うので、表現をちょっと変えるべきじゃないですか。

○議長（月岡清孝君） ここでまた、休憩に入ります。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時06分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、質問のほうございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） じゃ、質問なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町ふるさと応援基金条例の制定について、原案のとおり可決することに

賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第5、議案第2号 長柄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 長柄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等は市町村が行うこととなったことから、本条例を制定するものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 議案第2号 長柄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

介護保険法等の一部改正に伴い、これまで都道府県条例で規定しておりました指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を市町村が条例で定めることとなりました。

議案第2号をご覧ください。

第1条に条例の趣旨を、第2条に用語の定義を、第3条に指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を、第4条に指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を、第5条に介護支援専門員の員数を、第6条に委任について規定してございます。

本条例は、原則、国が定める基準と同一の基準としておりますが、第3条第2項の利用者

に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録の保存期間については、国の基準では2年間となっているところを、不当利得に対する返還請求権の時効と合わせ、地方自治法の規定の5年間としております。

なお、条例制定には平成30年3月31日時点の都道府県条例を適用し、1年間の経過措置が設けられておりましたが、千葉県条例の改正は行わないとしたことから、平成30年4月1日に遡及適用するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第3号、議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第6、議案第3号 長柄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第4号 長柄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、関連がございますので、会議規則第37条により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 長柄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第4号 長柄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のため、介護保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 議案第3号 長柄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

附属資料2、新旧対照表をご覧ください。

第1条及び第4条中、「法第78条の2の2第1項第1号」、「法第78条の2の2第1項第2号」、「（第37条の3の規定において準用される場合を含む。）」は、新たに共生型サービスを加えるというもので、第3条中の指定地域密着型サービス事業者の指定を受けることができる者に、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、看護小規模多機能居宅介護に限り、病床を有する診療所開設者を加えるものであります。

次に、議案第4号 長柄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

附属資料3、新旧対照表をご覧ください。

第1条及び第3条中、「法第115条の12の2第1項第1号」、「法第115条の12の2第1項第2号」は、議案第3号と同様に新たに共生型サービスを加えるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論ありません。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 長柄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 長柄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第7、議案第5号 長柄町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第5号 長柄町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業交付要綱の一部改正に伴い、長柄町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、生活保護法による被保護世帯であって、医療扶助単一給付で自己負担のあ

る場合は生活保護法が優先されることから補助対象外とするものであり、所要の改正を行う  
ものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 現行の受給権者なんですけれども、現行の中では生活保護法により保  
護を受けている者はどういう取り扱いをされているかお聞きします。

○議長（月岡清孝君） もう一回お願いします。

○6番（山根義弘君） 現行の条例なんですけれども、生活保護法により保護を受けている者  
の取扱いはどうなっているかお聞きしています。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現行の法令におきましても、上位法令でございます生活保護法を適用された中で、そちら  
の方から扶助されてございます。この趣旨におきましては、県の方の要綱に生活保護法の扶  
助を受けている者の規定があったことから、これらを除くということから、今回、町の方の  
条例についても規定を加えたものでございますので、従前とは、実際に運用されることにつ  
いては、変更はございません。

○議長（月岡清孝君） ほか、ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 長柄町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第8、議案第6号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第6号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限等が、都道府県から指定都市等へ移譲されたことにより、引用条項にずれが生じたので、所要の改正を行うものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第9、議案第7号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第7号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令、及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令第25条による放課後児童健全育成の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては健康福祉課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 議案第7号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

附属資料6、新旧対照表をご覧ください。

第10条第3項第4号中、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」と改め、教育免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教育免許を取得した者を対象とする規定に改正するものであります。

次に、同項第5号中、「卒業した者」の後に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」は、学校教育法の一部改正により新たな教育機関として専門職大学が追加されることによる規定の整備です。

次に、同項第9号の後に、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」の1条を加え、一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者に対象を拡大するものとしたものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ちょっと1点だけ質問させていただきます。

この改正で指導員になられる方が多くなられるのか、逆に指導員になられる方が厳しくなっちゃうのか、ちょっとその辺わかればお教えいただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、第10条第3項第4号の規定が変わったわけでございますけれども、こちらは今までは教員となる免許の更新がなされていなかった方、いわゆるすぐ教員としてなれる方を基準とされておりましたが、新しく免許を更新していなくても、その免許を過去に取得してあれば指導員になれるということになりましたので、拡大されるものと解釈しております。

その次の9号の件につきましては、ご説明で申し上げたとおり、大学の制度が変わって新たに加わったということですので、こちらについても拡大を図れていると。

最後に、1条加えられたものでございますけれども、これについても一定期間、その指導員として携わっていた方については、町長が認めた場合ということになりますけれども、これもやはり同様に拡大されることとなりますので、増員が見込めるというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（月岡清孝君） ほか、ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第10、議案第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております石井武氏は、平成30年9月30日をもって任期満了となります。

石井氏は、人権擁護委員を平成27年10月から2年8カ月務められ、広く社会の実情に精通し、人格、識見ともに優れた方でありますので、引き続き人権擁護委員として推薦するものであります。

よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第11、議案第9号 平成30年度長柄町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第9号 平成30年度長柄町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

一般会計補正予算であります。1,523万8,000円を追加し、補正後の予算総額を38億8,123万8,000円とするものであります。

主な内容を款別で申し上げますと、総務費では旧水上小学校財産処分業務に伴う増、民生費ではこども園の園バス運行業務委託による増、農林水産業費では町鳥獣被害防止対策協議会補助金の増、教育費では公民館の天井裏清掃及び殺虫、殺菌等業務に伴う増、水上児童体育館の給水管取出工事による増。

これらの経費の充当財源といたしまして、県補助金、繰越金を充当するものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議案第9号 平成30年度長柄町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

初めに、2款1項6目財産管理費、13節委託料890万円の増は、旧水上小学校跡地を株式会社ミケンが買い取るという方向性が決まったことから、土地、建物売買に関連する費用として用地測量業務500万円、解体設計業務300万円、不動産鑑定業務90万円の計890万円を財産処分業務費として補正予算計上するものでございます。

次に、3款2項4目こども園費、13節委託料311万1,000円の増は、こども園の園バス運行

業務開始に伴う委託料の増でございます。

次に、5款1項4目農業基盤整備費、19節負担金補助及び交付金195万円の増は、平成30年度の県新規事業としてイノシシ棲み家撲滅特別対策事業が執行され、町鳥獣被害防止対策協議会が事業主体となり実施することによる補助金の増でございます。

内容は、イノシシの追い払いを目的とした耕作放棄地等の刈払い作業に助成されるもので、補助は10アール当たり3万9,000円以内となります。

次に、9款4項2目公民館費、13節委託料18万6,000円の増は、公民館天井裏に害獣が迷い込み、そこで死亡したため、衛生管理の観点から、専門業者に清掃及び殺虫、殺菌業務を委託する費用の増でございます。

続いて、9款5項1目保健体育総務費、15節工事請負費109万1,000円の増は、旧水上小学校に設置されている給水管の漏水が発生し、またその箇所の特定ができないことから、現在、供用施設である児童体育館に新たな給水管を引き込む工事を実施するものです。

以上が歳出の説明です。

続きまして、歳入を説明いたします。8ページ、9ページをご覧ください。

まず、15款2項4目1節農業費補助金195万円は、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業の県補助分でございます。

次に、19款1項1目1節前年度繰越金1,328万8,000円は、今回、補正の不足分を充当するものでございます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 11ページ、この鳥獣被害防止棲み家対策、これちょっとお聞きしたいんですけども、今、電卓はじいたんですけども、なかなか合わなかったもので、答えだけちょっと教えてもらいたいんですけども。195万円、これは面積にすると何町歩ですか、5町歩ですか。

〔発言する者あり〕

○1番（川嶋朗敬君） 5ヘクタール。長柄町で実際に、きのうもお話ししましたように、長柄町は298ヘクタール耕作放棄地がありますと、約300町歩ありますと。そのうちの5町歩が

今回の臨時的な作業であって、問題はこれで終わりなのか、また次あるのか、次は50ヘクタールなのか、その辺ちょっと教えてもらえますか。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） 県単独事業でございまして、県から補助金をもらうということで、特別対策ということで3年間ということになっております。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 3年間、わかりました。今、私が聞いたのは、今年は5町歩、臨時的にです、特別に。300町歩あるから、来年は50町歩ぐらい増えるんですか。3年後は100町歩になるんですかということを知りたかったんです。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） 県の予算もございまして、極端な例で今年5町歩、来年10町歩、20町歩というような形にはならないのかなというふうに思っております。

○議長（月岡清孝君） ほか、ございますか。

大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 水上小学校の財産の処分について伺います。

先ほど説明の中で、ミケンさんと売買契約をすとかしたとかという、伴いという話だったんですけれども、どこまでの話が進んでいるのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

現在、まだ特に契約ですとか、そういう方向性ではなくて、買い取りをするという方向性で今後進めるといふところまででございます。それに伴っての今回の補正の提出でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ミケンさんが実際に来てくれるのは、非常に私も歓迎は歓迎なんですけれども、仮にこういうものを売買する場合、例えばここに測量あるいは解体費の見積もりとか解体費用が発生しました、その後に、いや会社の事情によって進出が難しいというような場合になったときの担保はどのようにしているのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

5月23日だったと思いますが、議会の説明会の中でも、記憶では同様なご意見もいただいたかと思います。戻るようなことがあったり、反故にされるようなことがあってはいけないということ、それらの懸念材料がある以上はきちんとした覚書とか、そういう形でということでご意見頂戴したところをごさいますして、私ども担当課のほうで、現在、その覚書の作業を進めてごさいます。予算を執行する前に、その辺をしっかりとした上で前に進んでいきたいというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） ほか、ごさいますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ごさいますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 平成30年度長柄町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。再開は午後3時といたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時01分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第12、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同

意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第423条の規定により3名の委員を3年の任期で選任しております。このうち、現職の委員であります若菜秀則氏が平成30年9月13日で任期満了となりますことから、引き続き委員に選任したくご提案申し上げる次第でございます。

若菜氏は現在、同委員会委員としてご尽力を頂いており、人格、識見ともに優れ、固定資産評価審査委員会委員として適任者と存じますので、引き続き委員に選任したく、議会の同意を求めるものであります。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

この採決は挙手によって行います。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第13、同意第2号 長柄町農業委員会委員の任命に係る認定農業者過半数要件の例外適用の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第2号 長柄町農業委員会委員の任命に係る認定農業者過半数要件の例外適用の同意について、提案理由をご説明申し上げます。

長柄町農業委員会委員に占める認定農業者等、又はこれに準ずる者の割合を少なくとも4分の1とするため、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書き、及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定により、議会の同意が必要となるものであります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

同意第2号 長柄町農業委員会委員の任命に係る認定農業者過半数要件の例外適用の同意についてを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

### ◎同意第3号～同意第9号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第14、同意第3号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから同意第9号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第3号から同意第9号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いいたします方は7名でございます。

最初の方は、同意第3号、住所、長柄町山之郷630番地39。氏名、當間正吉氏。生年月日、昭和36年3月13日。認定農業者であります。當間氏は現在、農業委員会の会長を務められており、リーダー的存在で、農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第4号、長柄町高山274番地3、伊藤治夫氏。生年月日、昭和23年9月17日生まれで、認定農業者であります。伊藤氏は、水上第二営農組合の組合長を経て、現在、椎茸組合長を務められており、農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第5号、長柄町上野366番地11、関屋恵美子氏。昭和48年3月25日生まれで、認定農業者に準ずる者であります。関屋氏は、認定農業者である夫と農業を営んでおり、露地野菜生産のスペシャリストとして見識に優れた方であり、農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第6号、長柄町榎本508番地、近藤清美氏。生年月日、昭和24年12月24日生まれで、平成24年から27年まで農業委員を務められ、農業の見識や地域の状況に精通し、農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第7号、長柄町金谷31番地、平野玉江氏。平野氏は、昭和25年6月5日生まれで、現職の農業委員で、水上第一営農組合員の夫と農業を営み、菊やイチジクを生産し、地域農業の活性化に積極的に取り組まれ、農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第8号、長柄町徳増439番地1、森茂氏。生年月日、昭和25年12月19日生まれで、千葉県庁退職後、露地野菜の生産に尽力され、見識に優れた方であり、農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第9号 長柄町徳増638番地1、石井健嗣氏。生年月日、昭和30年5月5日生まれで、石井氏は自営建設業の社長、また町商工会の会長でもあり、人望が厚く、公正な判断ができる方であり、中立的な立場の農業委員として適任者と存じます。

以上の7名であります。

任期は、平成30年7月22日から平成33年7月21日までの3年間であります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

この採決は挙手によって行います。

同意第3号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第4号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第5号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第6号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第7号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第8号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第9号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎長柄町議会基本条例策定特別委員会委員の選任

○議長（月岡清孝君） 日程第15、長柄町議会基本条例策定特別委員会委員の選任については、欠員が生じたため、長柄町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

これより指名します。

長柄町議会基本条例策定特別委員会委員に鶴岡喜豊君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第16、発議案第1号 一般県道日吉誉田停車場線及び県道茂原・白子バイパス整備促進に関する意見書を議題とします。

本案は、提出者であります神崎好功君より提案理由の説明を求めます。

10番、神崎好功君。

○10番（神崎好功君） 発議案第1号 一般県道日吉誉田停車場線及び県道茂原・白子バイパス整備促進に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

一般県道日吉誉田停車場線は、3本の主要地方道を結ぶ重要な路線であり、1車線の狭隘

区間があり、加えて圏央道茂原長柄スマートインターチェンジが供用された場合の重要度は増加します。あわせて、主要地方道五井本納線の延伸、県道茂原・白子バイパスは、首都地域と九十九里地域または長生地域を連絡する幹線道路であります。

そこで、一般県道日吉誉田停車場線及び県道茂原・白子バイパス整備促進を求めるため、本案を提出するものであります。

提出者、長柄町議会議員、神崎好功。

賛成者、長柄町議会議員、鶴岡喜豊、同、古坂勇人。

議員全員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、発議案第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第1号 一般県道日吉誉田停車場線及び県道茂原・白子バイパス整備促進に関する意見書、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、発議案第1号は原案のとおり採択することに決定しました。

---

#### ◎請願第1号、請願第2号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第17、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書、及び請願第2号 「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書、いずれも教育に関する請願でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案につきましては、紹介議員であります鶴岡喜豊君に代わり、川嶋朗敬君に趣旨説明を求めます。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 請願第1号、件名、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

受理年月日。平成30年5月23日。

請願者。千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、齋藤晟。

紹介議員、鶴岡喜豊でございます。

要旨。平成31年度予算編成に当たり、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出いただきたくお願い申し上げます。

理由としては、議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解と配慮をいただき、大変感謝を申し上げます。

義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられた義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23年度に小学校1年生の35人以下学級が実現いたしました。平成24年度には新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員、学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりではなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望いたします。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨について審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただけるようお願い申し上げます。

平成30年6月14日提出。

長柄町議会議長、月岡清孝様。

続きまして、請願第2号、件名、「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

受理年月日は、平成30年5月23日。

請願者。千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、齋藤晟。

紹介議員、鶴岡喜豊。

要旨。平成31年度予算編成に当たり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子供たちによりよい教育を保障するために、「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただきたく、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただけるようお願い申し上げます。

理由といたしましては、貴議会におきまして、日ごろから学校教育への深いご理解、ご配慮をいただき、深く感謝申し上げます。

特に平成30年度では、子どもたちの豊かな学びを支援するため、外国人英語教員や特別支援教育支援員の増置、校務支援ソフトの導入などを予算に盛り込んでいただき、本当にありがとうございました。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子供たち一人ひとりを取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進めることが必要となります。

そこで、以下の項目を中心に、平成31年度に向けての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えております。

- 1、震災からの教育振興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境、条件を整備すること。

6、危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

7、子供の安全と充実した学習環境を保障するため、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額することなど。

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより解決されるものが多くあります。

貴議会におきましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

平成30年6月14日提出。

長柄町議会議長、月岡清孝様。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（月岡清孝君） この請願第1号及び第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号及び第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。この採決は挙手によって行います。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について、採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

請願第2号 「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、採択に賛成する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

---

◎日程の追加

○議長（月岡清孝君） お諮りいたします。

ただいま鶴岡喜豊君から発議案2件が提出されました。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案2件を日程に追加することに決定しました。

ここでしばらく休憩といたします。皆さん、席の方に座っててください。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時32分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、追加日程した議案等については、お手元に配付したとおりでございます。

---

◎発議案第2号、発議案第3号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第1、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、発議案第3号 国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書、いずれも教育関係に関する発議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りいたします。

本発議案2件は採択された請願に伴う意見書でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、発議案第2号は原案のとおり採択することに決定しました。

発議案第3号 国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、発議案第3号は原案のとおり採択することに決定しました。

本意見書につきましては、議長をしてしかるべき措置をとりますので、ご了承願います。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これもちまして、平成30年長柄町議会第2回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時34分